

## 会 議 録 目 次

平成 28 年第 1 回海田町議会定例会（第 1 日目）

平成 28 年 3 月 2 日（水）午前 9 時 00 分開会

|          |                                                               |    |
|----------|---------------------------------------------------------------|----|
| 日 程 第 1  | 会議録署名議員の指名について・・・・・・・・・・                                      | 4  |
| 日 程 第 2  | 会期の決定について・・・・・・・・・・                                           | 5  |
| 日 程 第 3  | 発議第 1 号 副議長不信任決議案・・・・・・・・・・                                   | 5  |
| 日 程 第 4  | 発議第 2 号 議長不信任決議案・・・・・・・・・・                                    | 8  |
| 日 程 第 5  | 諸般の報告・・・・・・・・・・                                               | 10 |
|          | （1）議会報告                                                       |    |
|          | （2）行政報告                                                       |    |
|          | （3）報告第 1 号 工事請負契約の変更について（海田南小学校体育館耐震補強等工事）                    |    |
|          | （4）報告第 2 号 工事請負契約の変更について（海田中学校北校舎・中校舎耐震補強等工事）                 |    |
| 日 程 第 6  | 同意第 1 号 教育委員会委員の任命の同意について・・・・・・・・                             | 27 |
| 日 程 第 7  | 承認第 1 号 専決処分をした事件の承認について（海田町税条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例）・・・・・・・・ | 29 |
| 日 程 第 8  | 第 1 号議案 広島市と安芸郡海田町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について・・・・・・・・     | 31 |
| 日 程 第 9  | 第 2 号議案 海田町公共施設等総合管理契約の策定について・・・                              | 39 |
| 日 程 第 10 | 第 3 号議案 町道の路線の廃止及び認定について・・・・・・・・                              | 42 |
| 日 程 第 11 | 第 4 号議案 広島県と安芸郡海田町との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の制定について・・・・・・・・  | 45 |
| 日 程 第 12 | 第 5 号議案 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について・・・・・・・・             | 45 |
| 日 程 第 13 | 第 6 号議案 海田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・     | 49 |
| 日 程 第 14 | 第 7 号議案 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・      | 51 |
| 日 程 第 15 | 第 8 号議案 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・   | 51 |
| 日 程 第 16 | 第 9 号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・                     | 51 |

|           |                 |                                                                                                                |    |
|-----------|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 日 程 第 1 7 | 第 10 号議案        | 海田町指定地域密着型サービスの事業の人員, 設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・・・                                           | 53 |
| 日 程 第 1 8 | 第 11 号議案        | 海田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員, 設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・・・ | 56 |
| 日 程 第 1 9 | 第 12 号議案        | 平成 27 年度海田町一般会計補正予算 (第 6 号)・・・                                                                                 | 57 |
| 日 程 第 2 0 | 第 13 号議案        | 平成 27 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)・・・・・・・・・・                                                                   | 69 |
| 日 程 第 2 1 | 第 14 号議案        | 平成 27 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)・・・・・・・・・・                                                                    | 72 |
| 日 程 第 2 2 | 第 15 号議案        | 平成 26 年度海田町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)・・・・・・・・・・                                                                      | 76 |
| 日 程 第 2 3 | 第 16 号議案        | 平成 27 年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)・・・・・・・・・・                                                                   | 79 |
| 日 程 第 2 4 | 発議第 3 号         | 海田町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・・・                                                                          | 80 |
| 日 程 第 2 5 | 施政方針・・・・・・・・・・  |                                                                                                                | 81 |
|           | (延 会)・・・・・・・・・・ |                                                                                                                | 92 |

平成28年第1回海田町議会定例会

会議録（第1号）

1. 招 集 年 月 日                      平成28年3月2日（水）
2. 招 集 の 場 所                      海田町議会議事堂
3. 開 会 （開 議）                      3月2日（水）9時00分宣告（第1日）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 応招議員（16名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 富 永 やよい | 2番  | 大高下 光 信 |
| 3番  | 大 江 康 子 | 4番  | 兼 山 益 大 |
| 5番  | 下 岡 憲 国 | 6番  | 住 吉 秀 公 |
| 7番  | 宗 像 啓 之 | 8番  | 桑 原 公 治 |
| 9番  | 岡 田 良 訓 | 10番 | 多 田 雄 一 |
| 11番 | 宮 坂 二 郎 | 12番 | 西 山 勝 子 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 久留島 元 生 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 不応招議員

な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 出席議員（16名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 富 永 やよい | 2番  | 大高下 光 信 |
| 3番  | 大 江 康 子 | 4番  | 兼 山 益 大 |
| 5番  | 下 岡 憲 国 | 6番  | 住 吉 秀 公 |
| 7番  | 宗 像 啓 之 | 8番  | 桑 原 公 治 |
| 9番  | 岡 田 良 訓 | 10番 | 多 田 雄 一 |
| 11番 | 宮 坂 二 郎 | 12番 | 西 山 勝 子 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 久留島 元 生 |

7. 欠席議員

な し

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|                     |   |         |
|---------------------|---|---------|
| 町                   | 長 | 西 田 祐 三 |
| 副 町                 | 長 | 三 宅 信 行 |
| 総 務 部               | 長 | 臼 井 真   |
| 福 祉 保 健 部           | 長 | 湯 木 淳 子 |
| 建 設 部               | 長 | 久保田 誠 司 |
| 企 画 部 次             | 長 | 門 前 誠 司 |
| 総 務 部 次             | 長 | 丹 羽 勤   |
| 財 政 課               | 長 | 鶴 岡 靖 三 |
| 総 務 課               | 長 | 脇 本 健二郎 |
| 税 務 課               | 長 | 近 森 茂   |
| 住 民 課               | 長 | 吉 本 真 人 |
| 社 会 福 祉 課           | 長 | 新 藤 正 敏 |
| こ ど も 課             | 長 | 森 川 雅 枝 |
| 長 寿 保 険 課           | 長 | 伊 藤 仁 士 |
| 保 健 セ ン タ ー 所       | 長 | 森 原 知 美 |
| 都 市 整 備 課           | 長 | 龍 岩 広 幸 |
| 建 設 課               | 長 | 木 村 生 栄 |
| 上 下 水 道 課           | 長 | 早 稲 田 誠 |
| 会 計 管 理 者           |   | 中 垣 雅 彦 |
| 教 育                 | 長 | 中 村 弘 市 |
| 教 育 次               | 長 | 石 川 直 之 |
| 学 校 教 育 課           | 長 | 中 川 修 治 |
| 学 校 教 育 課 教 育 指 導 監 |   | 小 林 伸 二 |
| 生 涯 学 習 課           | 長 | 宮 垣 将 司 |
| 収 税 対 策 室           | 長 | 松 井 良 哲 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

|             |         |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 中 下 義 博 |
| 主 任 主 事     | 戸 成 正 考 |
| 主 事         | 木 村 俊 英 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

10. 議 事 日 程

- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名について
- 日 程 第 2 会期の決定について
- 日 程 第 3 発議第 1 号 副議長不信任決議案
- 日 程 第 4 発議第 2 号 議長不信任決議案
- 日 程 第 5 諸般の報告
- （１）議会報告
- （２）行政報告
- （３）報告第 1 号 工事請負契約の変更について（海田南小学校体育館耐震補強等工事）
- （４）報告第 2 号 工事請負契約の変更について（海田中学校北校舎・中校舎耐震補強等工事）
- 日 程 第 6 同意第 1 号 教育委員会委員の任命の同意について
- 日 程 第 7 承認第 1 号 専決処分をした事件の承認について（海田町税条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例）
- 日 程 第 8 第 1 号議案 広島市と安芸郡海田町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について
- 日 程 第 9 第 2 号議案 海田町公共施設等総合管理計画の策定について
- 日 程 第 10 第 3 号議案 町道の路線の廃止及び認定について
- 日 程 第 11 第 4 号議案 広島県と安芸郡海田町との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の制定について
- 日 程 第 12 第 5 号議案 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日 程 第 13 第 6 号議案 海田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日 程 第 14 第 7 号議案 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日 程 第 15 第 8 号議案 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日 程 第 16 第 9 号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

て

- 日程第 17 第 10 号議案 海田町指定地域密着型サービスの事業の人員, 設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 18 第 11 号議案 海田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員, 設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 19 第 12 号議案 平成 27 年度海田町一般会計補正予算 (第 6 号)
- 日程第 20 第 13 号議案 平成 27 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 21 第 14 号議案 平成 27 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 22 第 15 号議案 平成 27 年度海田町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 23 第 16 号議案 平成 27 年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 24 発議第 3 号 海田町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 25 施政方針
- 日程第 26 一般質問
- 日程第 27 第 17 号議案 平成28年度海田町一般会計予算
- 日程第 28 第 18 号議案 平成28年度海田町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 29 第 19 号議案 平成28年度海田町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 30 第 20 号議案 平成28年度海田町介護保険特別会計予算
- 日程第 31 第 21 号議案 平成28年度海田町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 32 第 22 号議案 平成28年度海田町水道事業会計予算
- 日程第 33 発議第 4 号 海田町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

~~~~~〇~~~~~

## 11. 議 事 の 内 容

午前 9 時 0 0 分 開会

○議長 (久留島) みなさんおはようございます。本日は大変ご苦労さまでございます。ただいまの出席議員数は 16 名でございます。定足数に達しておりますので、平成 28 年第 1 回海田町議会定例会を開会いたします。なお本日は報道のためカメラ等の撮影を許可しておりますので、ご了承ください。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第 1 から日程第 33 に至る各議案でございます。日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は会議規則第 110 条の規定により、議長より 15 番、佐中議員、1 番、富永議員を指名いたします。



思の確認ができていないのに再び投票による採決を行ったことは二度採決を行うことになる訳でございます。また、平成 28 年 1 月 28 日の議会運営委員会では、発言を許可していないのに無理やり発言をしようとして、会場から副議長は退場を命ぜられました。こうした数々の不手際は、法や条例に抵触し、さらに侮辱したり愚弄したり、混乱を招いたり、その他いくつかの不適當発言や行動があり、町議会に大きく悪影響を与えております。よって、副議長としての適格性を欠いているので、西山副議長の不信任決議案を提出いたします。以上です。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「反対討論」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論があるようですので、これから討論を行います。まず反対討論を許します。大江議員。

○3 番（大江）3 番、大江です。西山勝子副議長に対する不信任決議案に対し、反対の立場から討論いたします。まず 1 点目の、平成 26 年 3 月 4 日に、無責任な行動としての不信任案が可決されてるにもかかわらずの文面ですが、これは、前町長から、国土交通省の大臣が、公明党とのことで、パイプ役として依頼され高架事業の陳情に東京に行った案件だと思います。前議会運営委員長に、議長は理由を述べて委員長へ副議長の欠席を伝えたにもかかわらず、そんな話は聞いてない、議長がいないときは、副議長が議会運営委員会に出席しなければならないのにそれを怠ったということで、不信任案を出されています。議会運営委員会の日程が決定している日と運悪く重なりはしましたが、この行動を果たして無責任な行動、不信任案の対象と言えるでしょうか。2 点目の緊急質問の取扱いで、緊急質問を行うことができるのは、質問が緊急を要するときその他、真に止むを得ないと認められたときで、緊急を要するときとは、天災事変その他不慮の大事故などに関するものであると議員必携の中で記載されています。西山副議長は、これに則り、この後期高齢医療保険にかかる督促状及び納付書の件については、緊急質問に当たらないのではと意見を述べています。意見のやりとりは愚弄にも侮辱にも値しないと思います。3 点目の、発言権の問題で、副議長は議長が欠けた場合のみ代用としてオブザーバーで傍聴することを許可しているが、議運での発言については提案者の立場な



ので差し控えるのが通常であるとありますが、今まで従来の副議長は皆さんの発言が許可されてきているのに、ここに来て、このような副議長の取扱いをされるのはおかしい話ではないでしょうか。4点目の、議長不信任案の採決で、意思の確認ができていないのに再び投票により採決を行ったことは二度採決を行ったことになると思いますが、議長が必要があると認めるとき、起立採決において議長が起立者の多少を認定し難いときには投票により採決を行うことができると謳っています。この場合、西山議長は起立者の認定が困難なので、会議規則第76条第2項の規定により、無記名投票を行いますと規則に基づいて採決をしています。5点目の、発言を許可していないのに無理やり発言をしようとして会場から退場を命じられたとありますが、全員協議会や委員会等で委員長が指名する前に発言をしようとして、まだ指名していないぞと注意を促して発言をする場面を何度か見ています。この案件もそれと同じように扱えば、揉めることもなかったのではないのでしょうか。状況が同じようでも、相手によってはミスも許されないというような対処は公平とは言えません。最後に、法や条例に抵触しとありますが、いずれも不信任決議を出すほどの規則や条例違反に当てはまるものは見当たりません。よって、私は、この西山副議長の不信任案決議に反対します。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（久留島）続いて賛成討論を許します。住吉議員。

○6番（住吉）6番議員、住吉です。発議第1号、副議長不信任決議案に賛成の立場で討論いたします。不信任理由にも述べておりますが、平成28年1月28日の議会運営委員会において、西山副議長は委員長の発言の許可を得てないにもかかわらず発言を開始いたしました。それに対し、委員長が、止めるようにと申し述べたにもかかわらず、続けて発言を行い、そして、退場処分という形になりました。副議長たるものは、委員会において、特に議長の諮問機関である議会運営委員会において、委員会の議事進行の雰囲気乱し、そして退場処分を食らうというのは、前代未聞の事態であり本来であれば不信任案が出る前に自ら責任をとり、副議長の職を辞すのが常識であります。以上の理由により、本不信任案に賛成いたします。

○議長（久留島）傍聴席、写真を取るのを控えてください。ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより起立により採決を行います。お諮りいたします。副議長不信任決議案について、賛成の皆さんの起立を

求めます。

(賛成者起立)

○議長(久留島) 着席してください。起立多数と認めます。よって、副議長不信任決議案は可決されました。西山議員の除斥を解きます。

(西山議員着席)

○議長(久留島) 議長席を副議長と交代いたします。

(議長交代)

○12番(西山) 傍聴席の方、私語は慎んでくださいませ。

~~~~~○~~~~~

○12番(西山) 日程第4、発議第2号、議長不信任決議案についてを議題といたします。

本件は、地方自治法第117条の規定により、除斥に該当いたしますので、久留島議員の退席を求めます。

(久留島議員退席)

○12番(西山) 提出者の説明を求めます。前田議員。

○14番(前田) 14番、前田です。久留島元生議長不信任決議案を提出いたします。その理由は、昨年12月定例会においても、議長不信任案が出され可決をされておりますが、その後も不適切な判断の繰り返しであります。まず、その一つは、12月下旬町長宛てに送付された匿名の投書の扱いであります。その内容は、町政について町長に要望するものと町議の行動に関するものでありました。執行部には、町長に宛てるものは執行部において取り扱わないということを確認されておりますが、それにもかかわらず、議長は、全議員にそのものを配布をしております。また、氏名不詳の議員が交通トラブルを起こしたとの匿名指摘についても、匿名のものについては議会としては扱わないという理由があったにもかかわらず、理由ではございません、すいません、申し合わせでございます、申し合わせがあったにもかかわらず、そのものも全議員に配付しております。さらには、海田市駅南口土地区画整理事業の完成時期が現行の平成29年3月から1年ずれ込むとの執行部の説明の対応であります。この事案については、町民からいつ完成するのか、完成後は駅前はどうなるのか、強い関心が寄せられておる事案でもあります。この件について、執行部は建設産業委員会にのみ説明をし、他の議員には何ら情報等説明がございません。このことについて、執行部に対しては全議員の情報提供を要求をする立場にある久留島議長が何の対応もしなかったということでもあります。自分の職務を十

分に遂行していないと、このように感ずるものであります。以上、簡単に申し上げますが、不信任の理由といたします。以上です。

○ 1 2 番（西山）以上で説明を終わります。これについて質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○ 1 2 番（西山）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○ 1 2 番（西山）討論があるようですのでこれから討論を行います。まず、反対討論を許します。多田議員。

○ 1 0 番（多田）発議第 2 号についての反対討論を行います。この不信任案の理由についてですが、この第 1 点目の投書があった件につきましては、これは、全議員に一応知らせるということは、議長として当然の責務だったと思います。プラス、議決した内容も含めて対応が不十分であるということ点につきましては、これは議長の方で反省をしていただき、今後の議会運営に生かしていただきたいと思います。西田町長が就任されて、町民も新しい体制への期待を持っておられます。我々議会や議員も一致団結して、新しい町長を盛り上げていくべきです。このような不信任動議が毎回出されることで、いたずらに、議会の混乱を招くべきではないと考えまして、この不信任案に反対するものであります。皆様のご賛同よろしく申し上げます。

○ 1 2 番（西山）ほかに討論はございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○ 1 2 番（西山）討論はございませんので、討論を終結いたします。これより、起立により採決を行います。お諮りいたします。議長不信任決議案について賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

○ 1 2 番（西山）起立多数と認めます。よって、議長不信任決議案は可決されました。久留島議員の除斥を解きます。

（久留島議員着席）

○ 1 2 番（西山）議長と交代いたします。

（議長交代）

○議長（久留島）ただいまの正副議長の不信任決議を重く受けとめ、今後、円滑な議会運

営に努めたいと存じます。この際執行部の出席を求めるため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 9 時 2 2 分 休憩

午前 9 時 2 3 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。傍聴席の方、ご静粛にお願いいたしますね。この際、執行部の方に申し上げます。本定例会の会期は、本日から 3 月 15 日までの 14 日間と決しております。日程第 5、諸般の報告を行います。まず、議会報告でございますが、議会の動きとしてお手元に配付しております 12 月定例会以降の主なものについて報告いたします。はじめに、12 月 17 日及び 2 月 26 日に安芸地区衛生施設管理組合議会定例会が開催されましたので、組合議会議員であります私から議会の概略についてご報告いたします。それでは平成 27 年 12 月 17 日に開催されました平成 27 年第 2 回安芸地区衛生施設管理組合議会定例会についてご報告いたします。第 2 回定例会におきましては、人事案件 2 件、決算認定 1 件、補正予算 2 件が提出されました。まず人事案件として、副議長の選挙については熊野町議会議長の山吹富邦氏が、副管理者の選任については海田町長の西田祐三氏が、全会一致で選任されました。続いて、決算認定として、平成 26 年度安芸地区衛生施設管理組合各会計歳入歳出決算認定について提出され、監査委員から各会計とも適正に処理されているとの報告を受け、全会一致で認定されました。次に、補正予算として、平成 27 年度安芸地区衛生施設管理組合一般会計補正予算及び平成 27 年度安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計補正予算につきましては、平成 26 年度の決算剰余金の確定に伴うもので、いずれも全会一致で原案のとおり可決されました。次に、平成 28 年 2 月 26 日に開催されました平成 28 年第 1 回安芸地区衛生施設管理組合議会定例会についてご報告いたします。第 1 回定例会におきましては、条例改正 2 件、予算案件 3 件、その他案件 2 件が提出されました。まず、条例改正として、職員の給与に関する条例の一部改正及び職員の勤務時間休憩等に関する条例及び職員の旅費に関する条例の一部改正について提出され、いずれも全会一致で可決されました。続いて、予算案件として、平成 27 年度安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計補正予算、平成 28 年度安芸地区衛生施設管理組合一般会計予算及び平成 28 年度安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計予算につきましては、いずれも全会一致で原案のとおり可決されました。次に、その他案件として、安芸地区衛生施設管理組合と広島

県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する協議につきまして、全会一致で原案のとおり可決されました。また、平成 28 年度における組合経費の関係市町の負担金の負担方法について審議され、本町の負担金は安芸地区衛生施設管理組合一般会計 3,702 万 3,978 円、安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計 3 億 4,246 万 1,157 円と決定されました。なお、関係資料は、議会事務局に保管しておりますのでご覧いただきたいと思います。以上で、平成 27 年第 2 回及び平成 28 年第 1 回安芸地区衛生施設管理組合議会定例会についての報告を終わります。失礼しました。さっき、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の旅費に関する条例の一部改正に訂正いたします。次に、2 月 15 日に平成 28 年第 1 回広島県市町総合事務組合議会定例会が開催されましたので、組合議会議員であります私から議会の概略についてご報告をいたします。はい、それでは、平成 28 年 2 月 15 日に開催されました平成 28 年第 1 回広島県市町総合事務組合議会定例会についてご報告いたします。第 1 回定例会におきましては、人事案件 3 件、協議 1 件、条例制定 2 件、条例改正 6 件、補正予算 1 件、当初予算 1 件が提出されました。まず人事案件でございますが、事務組合議会副議長の選挙について、副管理者の選挙について及び監査委員の選任についてでございます。副議長には私、久留島が、副管理者には安芸太田町町長小阪眞治氏が、識見を有する者のうちから選任する監査委員に世羅町町長奥田正和氏が、いずれも全会一致で選任されました。続いて、行政不服審査会事務の事務委託に関する協議を行うことについて、行政不服審査会の事務を広島県に委託することに、全会一致で可決されました。続いて、条例制定として、広島県市町総合事務組合行政不服審査法に係る手数料条例及び職員の降給に関する条例が提出され、いずれも全会一致で可決されました。続いて、条例改正として、広島県市町総合事務組合退職手当支給条例及び広島県市町の消防団員等公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例、広島県市町総合事務組合情報公開条例及び広島県市町総合事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び広島県市町総合事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例及び広島県市町の非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例が提出され、いずれも全会一致で可決されました。次に、補正予算として、平成 27 年度広島県市町総合事務組合一般会計補正予算(第 1 号)が提出されました。これは、歳入歳出それぞれ 2,278 万 5,000

円を追加し、予算総額をそれぞれ 67 億 3,711 万 9,000 円とするもので、全会一致で可決されました。続いて、当初予算として、平成 28 年度広島県市町総合事務組合一般会計予算が提出されました。これは歳入歳出予算の総額をそれぞれ 66 億 6,297 万円と定めるもので、全会一致で可決されました。なお、関係資料は、議会事務局に保管しておりますのでご覧いただきたいと思います。以上で、平成 28 年第 1 回広島県市町総合事務組合議会定例会についての報告を終わります。次に、2 月 16 日に平成 28 年第 1 回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されましたので、本議会選出の議員であります佐中議員から、議会の概略について報告を求めることにいたします。佐中議員。

- 15 番（佐中）広島県後期高齢者医療広域連合議会の報告をいたします。平成 28 年 2 月 16 日に、平成 28 年第 1 回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されましたので、本議会選出の私から議会の概略についてご報告をいたします。後期高齢者医療広域連合議会定例会におきましては、まず条例案件 6 件、その他案件 1 件及び予算案件 4 件が提案をされました。まず、条例案件として、行政不服審判法の施行に伴い、規定の整備を行う必要があるため、議案第 1 号、広島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正が賛成多数で可決をされ、議案第 2 号、広島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正及び議案第 3 号、広島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正が、いずれも全会一致で可決をされました。次に、地方公務員法の一部改正に伴い、条例において引用している同法の条項の改正を行うため、議案第 4 号、広島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正が、賛成多数で可決をされました。続いて、地方公務員法の一部改正に伴う規定の整備を行う必要があるため、議案第 5 号、広島県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正が全会一致で可決をされました。また、2 年に 1 度の保険料率改定に伴い、平成 28 年度及び平成 29 年度の保険料率を定めることなどについて、議案第 6 号の広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正が、賛成多数で可決をされました。次に、その他案件として、第 2 次広域計画の改定をし、平成 28 年度を初年度とする新たな計画として、議案第 7 号の広島県後期高齢者医療広域連合第 3 次広域計画の策定が、賛成多数で可決をされました。続いて、予算案件として、議案第 8 号、平成 27 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）及び議案第 9 号、平成 27 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）が、いずれも賛成多数で可決をされました。

次に、議案第 10 号、平成 28 年度広島県後期高齢者広域医療広域連合一般会計予算については、歳入歳出それぞれ 11 億 987 万 5,000 円とし、賛成多数で可決をされ、議案第 11 号、平成 28 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算については、歳入、歳出それぞれ 3,888 億 4,307 万円とし、賛成多数で可決をされました。なお関係資料は、議会事務局に保管をしておりますのでご覧いただきたいと思います。以上で、平成 28 年第 1 回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会についての報告を終わります。

○議長（久留島）続いて、2 月 19 日開催の、広島県議長会平成 27 年度自治功労者等表彰式におきまして、町議会議員として 14 年以上在職の岡田議員が広島県町議会議長会の自治功労表彰を受けられましたので、ご報告いたします。また、本町の議会だよりが、広島県町議会議長会の広報コンクールにおいて特選を受賞しましたので、併せて報告いたします。なお、12 月定例会以降の常任委員会調査等実施状況を議会の動きに添付しておりますので、併せてご参照ください。委員会関係資料は議会事務局に保管しておりますので、必要な方はご覧いただきたいと思います。以上で、議会報告を終わります。続きまして、行政報告について町長より申し出がございますので、これを許します。町長。

○町長（西田）みなさんおはようございます。それでは、12 月定例議会後の行政執行の状況についてご報告いたします。まず、消防出初式についてでございますが、1 月 10 日、海田小学校グラウンドにおいて海田町消防団、広島市安芸消防署、広島国際学院高等学校の協力のもと、天候に恵まれ、参加者、観覧者合わせて延べ約 800 人もの参加を得て、平成 28 年海田町消防出初式を行いました。当日は、海田鼓童子による和太鼓演奏がオープニングを飾り、消防団による分列行進、小型動力ポンプ操法、広島市消防局はしご乗り同好会による演技の披露に続き、今年は新たに自動車からの人命救助を加え、安芸消防署との合同での同時多発災害対応訓練などにより、防火・防災意識の高揚を図ることができました。また、同日、海田公民館において、平成 28 年成人祭を開催いたしました。新成人 264 名の対象者のうち 195 名、約 74 パーセントの参加がありました。第一部の式典では、新成人代表から海田町で生まれた誇り、成人としての決意を心に刻み、これからの人生を歩んでいくという強い誓いの言葉が述べられ、来賓や、来場された方々より、温かい祝福を受けました。第 2 部の新成人による実行委員会が企画・運営した記念パーティーでは、今年は歩みをテーマに、ともに育った仲間たちと成人という節目に、これから歩んでいく人生の門出を祝いたいと企画され、終始和やかな雰囲気の中

で、思い出に残る成人祭となりました。次に、マイナンバー制度につきましてですが、個人番号の利用が始まったことから、申請者に対するマイナンバーカードの窓口交付について、1月19日から順次行っております。続きまして、平成26年4月から消費税引き上げによる影響を緩和するための給付金についてでございますが、臨時福祉給付金につきましては、3,167名の方に、また、子育て世帯臨時特例給付金につきましては2,454人の方に支給いたしました。次に、海田市駅南口土地地区画整理事業につきましては、事業費の平準化を図るため、2月の4日に認可期間を1か年延伸し、平成29年度末までとする事業計画の変更を行いました。以上簡単ではございますが、行政執行状況の主なものについてご報告をいたしました。今議会には、報告2件、同意1件、承認1件、連携協定の締結1件、公共施設の管理計画策定について1件、道路の廃止及び認定1件、規約制定1件、条例改正7件、補正予算5件、当初予算6件を提出しております。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（久留島）続きまして、報告第1号、工事請負契約の変更について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（西田）報告第1号、工事請負契約の変更について。平成27年第32号議案により議決を得た海田南小学校体育館耐震補強等工事の請負契約の変更について専決処分をしたものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）それでは、報告第1号、工事請負契約の変更についてご説明いたします。議案書の1ページをお願いいたします。また、資料1で変更内容の説明資料を提出しておりますので、併せてご覧ください。平成27年第32号議案により議決を得た海田南小学校体育館耐震補強等工事の請負契約の変更について、海田町議会の委任による町長の専決事項の指定についての議決に基づき専決処分を行いましたので、地方自治法の規定により報告するものでございます。変更の内容は、請負金額1億1,512万8,000円を1億1,936万5,920円に変更するものでございますが、専決事項の指定の議決に定める請負金額の100分の15以下で、その金額が1,000万円を超えない範囲の変更でございましたので、平成27年12月11日に専決処分させていただいたものでございます。変更の内容につきましては担当課からご説明いたします。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（中川）それでは、海田南小学校体育館耐震補強等工事の変更部分につい



てご説明いたします。資料１の工事請負契約の変更についての準備をお願いいたします。表紙をめくっていただき、最初のページをお開きください。資料のカラーの部分をご覧ください。カラーに記載の主な四つの変更により、契約額が変更となりました。１点目といたしましては、西面、東面の外壁パネルの張替え及び鉄骨下地の取替えの追加による増額、２点目といたしましては、内部の壁劣化部の補修方法の変更による減額、３点目といたしましては、アリーナ上部の照明器具の位置変更による配管工事の工事費の増額。４点目といたしましては、ステージ幕を既存の再利用から新設に変更したことによる増額でございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。宗像議員。

○７番（宗像）７番、宗像です。この工事変更に伴うことで何点か質問さしてもらいますが、まず、パネル張替えによる鉄骨下地の改修の追加、これ当初の段階で下地がうまくいかないということで取替えになったと思うんですが、当初の段階でそれがなぜ分からなかったのか。次に、照明器具取付け位置の変更に伴う配線の増、これは耐震工事することによって、照明器具の位置をどうしても変えなきゃならなかったんだらうか。もし変えるのであればその辺の説明をまずしてからこういう議案を出すべきではないんだらうか。それから次に、最後に４点目のステージの幕取替えの増、これ耐震工事とどういう関係があるんか、この説明もないです。耐震工事の方に加えるのであれば当然耐震に関係するものとして、行うべきではないんだらうかと思うんですが、前にも似たようなことをしたように記憶はうっすら残っておるんですが、当然、ステージの幕の取替えは耐震とは関係ないんで、もし耐震に関係あって、その耐震工事することによって取付位置が変わったとか、そういうものであれば理解できるんですが、もしそういうものであればそういうこととしてきちんと説明を行うべきではないですか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）はい、まず１点目の外部壁パネル下地の変更、修繕と新設の変更に伴うものでございますが、当初、外壁の状況につきましては目視によって確認をしておりましたが、実際に仮設足場を設置しまして、近接目視及び打音検査によりまして、外壁パネルにたわみがあることが判明いたしました。このたわみの原因を確認するために一部パネルを除去したところ、そのパネルが鉄骨下地に接続されていない状況が確認され、詳細に調査したところ、鉄骨下地そのものが劣化しておりまして健全な状態でないとい

うことが判明いたしましたので、今回、鉄骨下地と外壁パネルを新たに修繕をさせていただいたものでございます。続きまして、照明の取り付け位置でございますが、当初、既設の照明位置に新たに新設したＬＥＤ照明を設置する計画としておりましたが、既設の照明が取付けられていた下地材が、現在の基準で言いますと、強度の方が不足しているということが分かりました。これに伴いまして、天井部にあります梁、鉄骨梁の方に直接ＬＥＤ照明を接続して固定する方法に変更させていただきました。これに伴いまして、既設配線を一部利用はしたんですけれども、新たに新設する工事が増えたものでございます。最後にステージ幕でございますが、ステージ幕を設置したまま内壁等の工事ができませんので、当初このステージ幕を工事に関係して一旦外して、クリーニング後それを工事完了後に再度設置するというのを考えておりましたが、このステージ幕を取り外したところ、上部の取付け部分が劣化によるほつれ、破損が生じておりましたので、この際、これを新設させていただいたものでございます。

○議長（久留島）宗像議員。

○７番（宗像）これ事前に設計調査をやっておられるんじゃないかと思うんですが、なぜ金をその調査の段階でお金をかけておきながら、ここまでの調査をきちんとしてないのか。いつも疑問に感じるんですが、開けたら中がいったから追加で工事をしますと。事前の段階できちんとした発注を行うべきではなかったんだろうかっていうのが、まず１点。次に、ステージの幕についても同じことが言えるんじゃないかと思うんです。当然外せば外した段階で破れるだろうな、ほつれるだろうなということはということが予想はつくと思うんですね、なぜその辺のきちんと調査ができてないのか。いつも委託業務出される、委託に出すことが悪いというんではないんですが、きちんとした状態、事前に調査をきちんとすべき案件ではないかと思うんですよ。これだけの工事費をかけてやる以上は、あとから、できました、悪かったお金くださいっていうのは少し違うような気がいたしますんで、その辺について、きちんとした説明をお願いいたします。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）事前調査の方につきましては、コンサルタント業者に委託をして、町職員立会のもと、建築確認の方をさせていただいております。今回工事中に不具合が発生したところというのが、全て高所に及ぶところでございます。したがって事前の調査時に足場等を仮設するような形でしか調査ができないところになるかと思えます。その調査時点で仮設足場を組むということにつきましても、それなりに費用がかか

って参りますので、調査時点では、費用を抑える中で可能な限り現況を把握し、それに基づいて実施をさせていただいたものでございます。ステージ幕につきましても、ステージの幕の状態等は可能な限り確認をした上で、当初はクリーニング使用可能と判断しておりましたが、実際外したところ、目に見えなかったところ等々の劣化等がございまして、新設をさせていただいたものでございます。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）今おっしゃられた足場を組まなきゃならない。今、高所作業車がありますね。足場を組んで打音検査をされた。とかその前に、足場を組んでのぞいてみたら、多少膨らんでたと。これ目視で見える範囲じゃないんですか。膨らんでること自体。当然その中で委託の中で、例えば足場は組まないにしても高所作業車を持って来てそれで打音検査をするとか、そういう調査を事前の段階できちっとすべき案件じゃないんでしょうか。あとから、これいつも出てくるんが、あとから工事がこれ足りんようになった。だからこれ付け加えてくれいうんじゃないくて、事前の調査、きちっとやるべき大きな工事ですから、小さな工事でちょこっと、これ発注が先だ、発注を先にしよう、その中で出てきた止むを得んっていうのとは違うと思うんです。何のために事前にコンサルまで入れてお金をかけて調査をして設計書を組むのか。それならばもう少しきちんと丁寧にやるべき案件ですが、これこの工事に限らず、全体的にうちの工事の全体の中にこういうものがあると思います。その辺について、町長、しっかりした工事をやるべきと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）今ご指摘ありましたように、きちっと事前調査を、できるだけ精度を上げるように今後努力して参りたいというに考えております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。聞きたいの、今なんぼか言われたんですけども、昨年の6月議会でこの契約認定をして今日、423万7,920円の増という変更の専決処分ですけども、細かいことはいいとして1点だけ聞きますけれども、財源の対応はどうなってるかということですね。特定財源で対応するのか、一般財源でその対応をする、そういう財源の流れでどのように変化をしていくのかお尋ねします。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）はい、ここで今回の変更後の金額につきましては、特定財源の範囲内

での変更が可能なものでございます。

○議長（久留島）住吉議員。

○6番（住吉）6番議員、住吉です。不思議な話ですよ。1年前にも、西小の耐震補強工事において専決処分を行いました。先ほど宗像議員が質疑したことは、1年前にも皆さんが指摘していることです。特に前田議員は事前調査のあり方について厳しく問い質しています。それに対して建設課長は、事前調査のあり方については検討して参りたいと思います。ところが、また今回同じようにちょっと高所作業車で見りゃ分かるようなことが事前調査で分かってない。一体何をしているんかと思いますよ、建設課、建設部も。1年前と同じ、全く同じ指摘を受け、にもかかわらず、何も改善されない。そして年度末の議会になったらまた専決処分であれこれ追加する。必要な工事は分かります。じゃなんしに高い金をかけて事前調査をしたのか。この1年間何も変わってない。まず、なぜ。それまず聞こう。1年前に明らかに、これ会議録のうちですよ。事前調査のあり方については検討して参りたいと思います。どのように検討されましたか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）前回のご指摘を受けましてそれ以降の調査につきましては、部分的にはぐったり破壊したり、それで内部が確認できる箇所については、確実にそのようなことで調査を実施していくというふうにしております。で、今回につきましても、極力そのような範囲内で実施可能なものをさせていただいて、建築確認の精度を上げさせていただく努力はしております。ただ今回出たところが高所作業車を使えばよかったじゃないかというご指摘がございますが、やはりその高所作業車、足元を組む経費もございしますので、それらのバランスの中で総合的に勘案して、今回の調査方法を決めさしたものでございます。

○議長（久留島）住吉議員。

○6番（住吉）今の答弁聞いてたら、昨年の調査と何も変わってないんです。昨年度の。西小の耐震補強工事のときと。今回は、下から見たときは分かりませんでした。でも足場組んで上から見たら分かりました。西小の耐震補強工事のときでも簡単に分かる話ですよ。上まで上がって目で見たら分かったんですから。それすらやっていないことは、検討していないに等しいじゃないですか。じゃあ何のため、これから、来週あたりから28年度の予算審議が始まりますけども、建設課はこんなにいいかげんな調査をしていい加減な予算を組んでおるのか、そういう話ですよ今回は。1年前の指摘事項が全く改善

されていない。何のための調査か。下から見て大丈夫でした。そんなもの金払ってコンサルに頼んでも見りゃ分かるでしょうが。こんだけで済むんだったら。学校の耐震補強ですよ。こどもらの安全を守るためにやりよるんですよ。その調査が毎度毎度いいかげんで年度末になって専決処分いたしました。一体自分の職務に対してどういう責任を持ってるのかと、疑問に思わざるを得ません。今後、どうされます。まあ学校の耐震補強工事はこれで終わりですが、今後これからも工事はたくさんあると思います。それに対して、これからも同じように年度末になったら専決処分をやる、そういう考え方なのか、それとも、事前調査で全て把握できるようにする、どちらを選ばれますか。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保田）今、建設課長が答弁をいたしました。その対象の建物の構造物等々によってですね、いろんな調査のやり方はあるかと思います。今後についてはですね、今は議員さんのご指摘も踏まえて町長も答弁いたしました。調査の精度を上げるような形で検討はして参りたいと考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○6番（住吉）くどいようですが確認です。昨年も1年前も検討をしますいうて、こういう事態になっとるんですよ。もう一遍確認取ります。来年度予算に含まれてる工事案件でこのようなこと二度と起こりませんね。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保田）先ほども申し上げましたように、精度を上げていきます。ただ、今言われましたように、実際にちょっと高所の機械を持ってくるとか、実際に調査の段階でですね、足場をやるのかというのは、経済的な費用的な問題がありますので、その辺は総合的に私どもの方で判断をしていきたいという具合に考えております。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。前田議員。

○14番（前田）14番、前田ですが、今ほぼ指摘は出とるんですが、まず、ずばり言わんにゃならんのは、いいかげんな答弁、その場限りの。足場を組む、高所作業車を持ってくる。どん帳のところには作業ヤードがあるのを知ってってですか。上に足場があるんですよ。ワイヤが動いたりするようにね。現地を見てものを言うとするのかどうなのか、まず一つ、ね、課長。目視ならね、3秒あれば見えるよ。結論は何でもええんよ。結果がこれなんです。何も何百万も出して事前調査、コンサルに出すことない。何ぼかけたんか、言うてみなさい。無駄な金使うとる。町長、いかにのんべんだらりと仕事をしと

るかということなんです。ほんで、いかにもどん帳は足場が組まにや分からん。行ってみなさいや今からでも。教育委員会も、あなた任せでやっとするんかどうかわらんが。どん帳のところは足場があつて上に上がれるんよ。いちいち足場を組まんでもええんですよ。そういういいかげんな答弁が、今部長言うけどもね、全然反省の色がない。その後何回も過去にも言うとするがね、どうやってその場を逃れようか、これに終始しとする答弁なんです。責任がない。この場を切り抜けたら後は野となれ山となれ。どこやにあったのど元過ぎればなんとやら、ね。そりゃ暑かろう寒かろう、冷たいに一杯もらやあ、あとのことは知らんよう。それぐらいの考えで仕事しとる、100 分の 15 で 1,000 万円以下なら好きにやればいいよ。銭は町民からただでもらうんかわらんけども税金じゃ、わしの銭じゃないんじゃ。好き放題やる。無責任野郎がやっとする。町民からせつかくいたしたものを有意義に使おう、始末して使おう、こういう心がさらさらしない。その辺のことをどう考える。1,000 万、それなら、どうでもいいのか、会計担当は仕方ないかも分からんが、ね。さっきいうた足場の件、そんなこと、承知しとるのかどうか。コンサルなんぼう使うとるのか、前にも言うた、そがいに無駄なコンサルなら返してもらえ。頼むなというたと思うけども、その辺のことについて、どうなのか。三つほど言うたと思うけど。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）まずステージ幕の現地の確認でございますが、現地の方の確認につきましても、現地にコンサルと職員と立会して確認をさせていただいております。その調査時点ではできる限り、精度を上げるような形で確認をさせていただいたものでございます。で、今回の増額でございますが、調査をした時点で施工した時点で、新たに追加で必要になったものでございますが、南小体育館の耐震改修において今後も健全にですね、使用していくに当たって必要なことについて、追加でさせていただいたものでございます。

○議長（久留島）コンサル料は。

○建設課長（木村）ちょっとお待ちください。

○議長（久留島）暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午前 10 時 06 分 休憩

午前 10 時 10 分 再開

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。財政課長。

○財政課長（鶴岡）海田南小学校体育館耐震補強工事等実施設計業務の請負金額につきましては、527万3,640円でございます。

○議長（久留島）コンサル料。前田議員。

○14番（前田）続いてね、小言を言う訳じゃが、まず苦言から言わにやならん。言うたことを聞いとらんやあいかんよ。やかましゅういわれるけえ、びびって耳があっち向いとるんかも分からんがね、まずそこでやかましゅう言われるようなことをしとるのが、あなたらよ、町長。その責任者、副町長、しっかり協議せえいうことを過去何回も言うとる。ここでやかましゅう言うことを聞いとらんのよ。いかにしてその場を逃れようか、ね。学校教育にしてもなんで分からんのかこれ、五百二十何万円、なんぼじゃった527万円じゃ、ね。それぐらいのものは、527万までは分からんにしても約500万ぐらいでした、それぐらい3年前でも5年ぐらい前でも、頭に入っとらんかの。海田小学校の耐震補強を3,000万でやったとか、そういう大きなものは頭に入っとるじゃろ。さっきから言う、いかにのんびんだらりとやとるか、の。反省の色がない。さっき言わんかったけども、高所作業車も持ってきて調査すればいいのかも分からんが、そんな無駄なことをする必要ないでしょう。元の設計図があるんじゃないの、ね。そこに横の芯棒がなんぼ、1.6じゃったとか2.3とか何某を使うとるか、これなら強度があるかないか、すぐ分かるよ、ね。ビス留か鉋留か、なぜそこまで行って打音検査までやらんにや分からん訳。何かそこらが、さっきから言ういいかげんな答弁して、その場をどうして逃れようかと。だからここではだいたい出たから言わないけども、最後に一言副町長、何回も言うとるが、こういうのんびんだらりいいかげんな答弁、どうなのか、職員教育。新年度の予算も審議するが、しっかり教育せいというような言葉も出とるがね、意気込みというんか、こういうことのないように今後どのように職員教育、それについて尋ねる。ちょっと若干外れるんだけど、なっとらんから言う、の。そういうことで、どうなんか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）私も含めまして職員は真摯に対応しているとそのように思っております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）12番、西山です。今回の契約変更についてでございますが、私は、財源

がない中で極力抑えた計画しか出せない事態が来てるというふうに、中には、当初でも計上できたものもあるかなというふうにもございますが、財源がない中で、小・中学校の耐震補強工事を早期に 100 パーセントの完成を目指すという課題があったと判断しております。で、今後ですね、今回の議題に上がっております海田町公共施設等総合管理計画案が出されておりますが、この計画が策定されますとこういう問題が少なくなっていくのではないかと私感じておりますが、その点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）この度の議会にも提出しております公共施設等総合管理計画でも定めておりますが、その計画の中の目的の一つとして、維持管理の費用の低減というのがあろうかと思えます。議員ご指摘のとおり、限られた財源の中で住民の皆様に安心して使ってもらえるような施設の維持管理をしていくという必要がございますので、こういう耐震補強等といった大きな工事の中では、その後コストがかからないような、維持管理がしやすいような方式というようなものも、検討をしながら実施をしていきまして、全体的なコストの縮減というものに取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○9 番（岡田）9 番、岡田です。ちょっとよく分からないですけども、コストがかかると言いながらこの補正予算多分 10 ページの部分になると思うんですけども、1,100 万円か、これを返しておられるんですよね。耐震補強工事の残いうか、そのところはどうか、ここの耐震工事使ってくださいとこれだけ予算を出して、足場を組むとか、今の高所の作業車を入れるとかは、なかなか費用的にもどうのこうのと言いながら、片一方ではこういうふうな、返すいうんか、そういうふうな状況いうのはどういうふうにかえりゃええんでしょうか。どういうふうにかえておられるんですかね。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）議員ご指摘の補正予算の減額につきましては、この度の増額変更後の当初予算と請負額の差について、減額を行い、それに伴う特定財源を減額をするものでございますので、この度の増額分の財源を手当てをした後の残りを精査をさせていただいたというものでございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○9 番（岡田）だから、残りな訳でしょ。残りいうんか、これだけまだ残ったいうたら言い方があれなんですけど、だからこういうふうな予算をもう少し有効的に使ったら、そ



れこそ今のようなことにならんじゃないかということなんですがね。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）この度の耐震補強するに当たりまして、国も財源をつけていただいたというところかと思います。で、町として必要な耐震補強の工事を実施してそれが残ったということでございますので、本来の目的は達成をしたということで、残りは返すべきかなという判断で、この度補正での減額をさせていただいたものでございます。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。宮坂議員。

○11番（宮坂）外壁劣化の部分の変更があるんですけども、これ減になっとるんですけども、具体的にいくら減になってるのか分かりますでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）こちらの方は経費を含めまして、概算で約80万円の減でございます。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。本件については、地方自治法第180条第2項の規定により、議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件でございませんので報告第1号については、これをもって終結いたします。続きまして、報告第2号、工事請負契約の変更について。町長より報告を求めます。町長。

○町長（西田）報告第2号、工事請負契約の変更について。平成27年第31号議案により議決を得た海田中学校北校舎・中校舎耐震補強等工事の請負契約の変更について専決処分をしたものでございます。内容につきましては、担当者から説明をさせます。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）それでは、報告第2号、工事請負契約の変更についてご説明いたします。議案書の2ページをお願いいたします。また、資料2で変更内容の説明資料を提出しておりますので、併せてご覧ください。平成27年第31号議案により議決を得た海田中学校北校舎・中校舎耐震補強等工事の請負契約の変更について専決処分を行いましたので、地方自治法の規定により報告するものでございます。変更の内容は、請負金額4億1,040万円を、4億1,636万9,160円に変更するものでございますが、海田町議会の委任による町長の専決事項の指定についてに定める範囲内での変更でございましたので、平成28年2月16日に専決処分させていただいたものでございます。変更の内容につきましては、担当課からご説明いたします。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（中川）それでは、海田中学校北校舎・中校舎耐震補強等工事の変更部分についてご説明いたします。資料２の工事請負契約の変更についてを、ご準備いただきたいと思います。表紙をめくっていただきまして、最初のページをお開きください。資料のカラーの部分をご覧ください。カラーの記載の主な４つの変更により、契約額が変更となりました。１点目といたしましては、北校舎・中校舎の外壁劣化部の補修面積の増による増額、２点目といたしましては、中校舎の天井を改修する教室数の減による減額、３点目といたしましては、北校舎の外部開口部の変更に伴う手すり新設箇所の減による減額、４点目といたしましては、北校舎物理室のガス配管取替えの追加による増額でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○１３番（崎本）１３番、崎本でございますが、先ほどからいろいろ質疑が出ていますがね、一つ副町長も皆真摯に受け止めて、私以下皆真摯に受けておりますと言われることは分かりますが、真摯に受け止められちよる努力ちゅうものが見えんよの。だから私が言うように、いつもいつも建設に質疑が出たら教育関係委託は何ぼかいうたら、教育関係も調べてみにゃいけまあ。そういうことが全然できちよらんから、真摯に受け止めちよるんじゃないんじゃないんかの。即答弁できるんじゃないかしたら、みんなが分かることは、ぱっと資料を調べて、ああここに載ちよるわちゅうぐらいな、みんなが責任感を持ってやらないけんのじゃないかちゅうことを言いたいんよ、の。それはそれで今後気を付けてもらやあね、たかがこんだけのことでね、３０分も４０分かかろうじゃ、どうなっちゃうかいの。だから私が言うのは、この資料に対してもね、６００万円か、追加があったら、北校舎の増額は約なんぼ、ていうの、ね、減が何ぼ、あらかじめ書きちょきやみなんな分かって質疑の回数も少なくなるんじゃないかと思うんよ。そこらが親切味がないんじゃないん。私はそう思うんよ。今から次から次にあるんじやが、これ、全協でも説明があったんじやがの、きちっと質疑に対して答弁ちゅうもんをね、もっと正確に分かりやすく、やってやったらわしは早う済む思うんよ、ね。その点、どうかいの。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）資料の記載方法ですとか、説明方法については、私を含めまして職員、もう少し向上はしていかなければいけないと思っております。おっしゃることを真摯に

受け止めておりますが、表現力まで全部完璧だと思っておりますので、そこについては努力をして参りたいとそうように考えます。

○議長（久留島） 崎本議員。

○13番（崎本） まあ分かったけえ、今後いろいろ予算も何もあるが、努力して皆さんがね、分かり易い、簡潔に答弁お願いします。以上で終わります。

○議長（久留島） ほかに質疑ございませんか。宮坂議員。

○11番（宮坂） すいません。こちら減が二つあるんですけども、これいくらか、これも分かりますかね。

○議長（久留島） 建設課長。

○建設課長（木村） まず、天井下地の施工中止による減でございますが、約概算で約 350 万円の減になります。続いて、手すりの設置を取り止めたことによる減につきましては、約 200 万円の減になります。

○議長（久留島） 宮坂議員。

○11番（宮坂） もともとやる分をね、やってない分、これまた疑問なんだけど、専決処分できるように、わざと、やらなきゃいけないところを減にしたんじゃないかというふうに思うんですよ。そういうことはなかったんか。今の金額、あれだけを合わせたら 1,000 万円以上、今回の増額と比べて、専決処分をするためにやらなくてはいけないところを削ったんでないかという疑念が出るんですけど、その点はどうなんですか。だいたい元々やるべきところを、おかしんじゃないん、特に手すりなんかは減しちゃあいけんのんじゃないですかね、どうですか。

○議長（久留島） 建設課長。

○建設課長（木村） まず、手すりでございますが、現在改正前の既設の校舎窓が大きな窓でございましたので、その窓に対して転落防止のために手すりがついておりました。当初その状態での改修を考えておりましたが、受注業者等々を踏まえた工程会議等の中で、工法を、窓枠サッシの配置と大きさを変更することで、手すりの設置を取り止めることができるという工法提案がございましたので、それを受けて減額変更の判断させていただいたものでございます。もう 1 点、天井下地につきましても、今回の北中校舎の天井下地は、非構造部材の耐震化のために、鋼製に変更する予定にしておりましたが、校舎は場所場所によって、鋼製と木製とが混在しておりました。それは従前把握しておりましたが、鋼製下地、既設の鋼製下地の強度まではちょっと確認ができておりませんでしたし

たので、この度施工に当たって強度確認をしました上で劣化状況等も確認しましたが、全然問題がございませんでしたので、その分について施工を取り止めさせていただいたものでございます。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）7番、宗像です。さっきの質問のときに、もう少し丁寧な説明をされたらどうですかと私申し上げたんですよね。何でここでまた同じように、答弁。例えば補修面積の増、何で増えたのか、それから、対象室も一言加えればいいじゃないですか。ここに書いてあるのを読むだけじゃなくて。さっき言われた言葉が聞こえてないじゃないですか。もう少し丁寧な説明を、崎本議員の追加になるかも分かりますが、今言われたことが答えられないというのは、それこそ副町長なんぼ真摯に受けとめますいうても、信じれなくなるよ。ここに書いてあるのは、減、増、減、減、増。その増の理由をやっぱりこの中に入れないんであれば、一言ぽんと、それをさっき聞いた訳でしょ。学校教育課長、どうなんですか。だから、答弁したさっきの課長どうなんですか、説明した。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今日の場合には、まだ、事務管理部門であります学校教育課と工事担当部門の建設課において、そういった打ち合わせができていなかったんだと思います。今後こういった工事箇所の説明につきましては、事務管理部門と建設部門において十分に協議をされた上で、おっしゃられたような説明をどちらがするのかというところを含めて、徹底させていただきたいと思いますので、今回は質問前に準備していたということでご了承いただきたいと思います。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）今の話でそれ以上言いませんけども、そういう部分をきちんとして、別に怒るんじゃなくてそうすれば、逆に言うたら、我々が質問せんでもええものを質問しなきゃならん。要らん質問でそれこそ要らん時間を取るようになる訳ですね。その辺の説明をきちんとしてくれてないと、それこそ自分らが困るんですから、よくその辺気をつけてください。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。本件については、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので承認案

件ではございませんので、報告第2号についてはこれをもって終結いたします。これにて、諸般の報告の全てを終了いたします。暫時休憩いたします。再開は10時45分です。

~~~~~○~~~~~

午前10時32分 休憩

午前10時45分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。日程第6、同意第1号、教育委員会委員の任命の同意についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）同意第1号、教育委員会委員の任命の同意について。教育委員会委員であります河内千恵美さんが平成28年3月5日をもって任期が満了となることに伴い、教育委員会委員の任命の同意をお願いするものでございます。同意をお願いする者の氏名は、米丸禎宏さんでございます。経歴につきましては担当者から説明いたします。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）それでは、同意第1号、教育委員会委員の任命の同意についてご説明いたします。議案書の3ページをお願いいたします。現教育委員会委員の河内千恵美さんの任期が平成28年3月5日をもって満了となることに伴いまして、新たに米丸禎宏さんを教育委員会委員としてお願いするものでございます。教育委員会委員の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、当該地方公共団体の長の被選挙権を有するもので、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関して識見を有する者のうちから町長が議会の同意を得て任命するもので、任期は4年でございます。また、同条第5項の規定により、現に子どもを教育している保護者の意向が教育行政に適切に反映するようにする趣旨から、委員のうちに保護者であるものが含まれるようにしなければならないと規定されており、今回の米丸さんにつきましては、河内さんに代りこの保護者であるものとして提案させていただくものでございます。教育委員会委員の職務の内容でございますが、地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する教育委員会委員の職務権限等について、管理し執行するものでございます。それでは、米丸禎宏さんの経歴についてご説明いたします。生年月日は昭和38年11月6日で、現在52歳でございます。住所は議案書に記載のとおりでございます。職歴でございますが、広島トペット株式会社、DHLジャパン株式会社など

の企業経験を経た後、ハウスクリーニング業を開業、現在に至っております。米丸禎宏さんは、現在、小学校中学校のお子さんの保護者であり、PTA活動にも積極的に参加され、今年度は、海田町PTA連合会会長を務められております。幅広い子育ての経験が教育行政に反映されるものと考えており、このことから、教育委員会委員として適任と判断し、任命の同意をお願いするものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。西山議員。

○12番（西山）今回の教育委員会委員の任命の同意についてでございますけども、任期が満了となられる方が女性委員さんでございました。で、今回この女性委員さんが任期満了となり、あと、教育委員のメンバーでは女性委員がおひとりしかいらっしゃいません。男女共同参画の立場から女性、ましてやその保護者の教育、小・中学校の教育をしていらっしゃる中から選出するということであれば、女性の保護者の方を任命がふさわしいのではないかと考えますけども、それは検討をなさいましたでしょうか。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（石川）保護者枠ということで、この度、河内委員さんの代わりに入っていた方につきましては、男女ということではなくて、あくまでも保護者、逆に言いますと男性の方であっても女性の方であっても、子育てにしっかりかかわっていただくということでございます。また、4名委員の中で、1名減になりますけれども、その1名の方からもしっかり女性としての意見、また保護者としての意見というのを米丸さんからいただく中でしっかりした運営を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）男女じゃなくって今お答えになりました。私質疑をいたしましたのは、検討なさいましたかと問うたものでございますが、教育は女性の意見が重要だと思います。だから男女じゃなく、この交代される方が男性であれば、私は発言しなかったかもしれませんが、せっかく2名の教育委員さん、女性教育委員さんがいらっしゃる中で、1人が任期が切れたということで、男女差なく男性を選びましたって言われますけど、私は今からの教育にとっては、女性の意見がますます重要になってくると思っております。検討される中で女性委員さんがふさわしいのではないかというご意見とか、検討はなさったのでしょうか。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（石川）検討の中で、やはりその男女比のことも検討はしております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。ちょっと確認も含むんですが、今の説明の中で保護者であることが何か必須というか条件というふうな説明であったと思うんですが、現在そういう方でない人もおられるし、その辺はどうなんかな、まあ任期までということもあるんだろうけども、今回の説明で初めて保護者であるという、過去こういうあれはなかったような気がするんですが、この辺についてちょっと確認とを説明を願いたい。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（中川）委員さんにつきましては、より全てが保護者であるということではなく、4人のうち1人が保護者である必要があるということでございます。この保護者が入ったのはですね、河内委員さんがなられた平成19年の法改正に伴って、前回から河内委員さんがなられたときから保護者枠ということで、入られたところでございます。

（「19年」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、同意第1号について採決を行います。お諮りいたします。同意第1号については、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、同意第1号については、これに同意することと決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第7、承認第1号、専決処分をした事件についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）承認第1号、専決処分した事件の承認について。海田町税条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法施行規則の一部が改正

されたことに伴い、課税事務上必要があり、特に緊急を要するため議会を招集する時間的な余裕がないことから、昨年の12月28日付けで専決処分をさせていただいたものでございます。内容につきましては、担当者から説明いたします。

○議長（久留島）税務課長。

○税務課長（近森）それでは、承認第1号、専決処分をした事件の承認についてご説明いたします。議案書4ページをお開きください。地方自治法第179条第1項の規定により、海田町税条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例について専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、町議会に報告し承認を求めるものでございます。専決処分の内容については、5ページの専決処分のとおりで、専決処分年月日は平成27年12月28日でございます。議案書5ページをお開きください。資料については、資料3の海田町税条例等の一部を改正する条例等新旧対照表をお願いします。改正内容については、資料3の新旧対照表でご説明いたします。今回の改正は、平成28年度与党税制改正大綱において、一部の手続における個人番号の利用の取扱いの一部見直しにより、地方税法施行規則の一部が改正されたことに伴うものでございます。第1条関係、海田町税条例等の一部を改正する条例の一部改正及び第2条関係、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正でございますが、いずれの条も、個人番号を記載しない取扱いとしたことに伴う文言の整理を行うもので、施行期日は、いずれも公布の日でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。

○議長（久留島）討論を終結いたします。これより、承認第1号について採決を行います。

お諮りいたします。承認第1号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、承認第1号については、原案のとおり承認することと決します。



〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（久留島） 日程第 8、第 1 号議案、広島市と安芸郡海田町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田） 第 1 号議案、広島市と安芸郡海田町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について。広島市を中心とした連携中枢都市圏に参画するために、広島市と海田町で連携協約を締結する必要がある、その締結について協議するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島） 企画部次長。

○企画部次長（門前） それでは、第 1 号議案、広島市と安芸郡海田町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議についてご説明いたします。議案書 6 ページ、第 1 号議案をお願いいたします。また、資料 4、広島市と安芸郡海田町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の概要及び資料 5、広島市が作成いたしております広島広域都市圏発展ビジョンを提出しておりますので、併せてお願いいたします。連携中枢都市圏につきましては、連携中枢都市を、広島市とし、広島市と近隣の 23 市町が都市連盟とでも言うべき強固な信頼関係を構築し、地域資源の共有や連携中枢都市制度を活用した施策展開を図る目的でつくられることとなっております。この連携中枢都市圏に参画するためには、広島市と各市町で、地方自治法を根拠とし、連携内容等を規定した連携協約を締結する必要があるがございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島） 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。住吉議員。

○6 番（住吉） 6 番議員、住吉です。全員協議会でも説明してましたが、横の取り組みに対する財政措置、これは海田町に対しては、特別交付税が措置されるということで全員協議会の段階では、まだいづらか分かってなかったかと思いますが、もう既に来年度予算の編成も組まれていると思いますので、この海田町が行う、広島市と海田町が連携を行う施策に対して、何割程度が特別交付税で措置されるのでしょうか。

○議長（久留島） 企画部次長。

○企画部次長（門前） これにつきましてはですね、1,500 万が上限となっております、その範囲の中ですね、措置されるということでございます。

○議長（久留島） 住吉議員。

○6番（住吉）1,500万というのは大体全員協議会でも説明を受けております。広島市と海田町は連携を行う施策、今の答弁聞いていますと、100パーセント特別交付税で行われるものなのか、というふうにも取られますが、その点いかがでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）現段階で具体的に決まっております、例えば病児病後児とかそういった負担範囲内であれば1,500万の範囲内で全額になると思っておりますが、この連携協約に基づいて具体的な予算立てが今から広島市から提案があった場合には、補正等で対応することになりますから、その場合に、1,500万を超えればというところございますが、現段階では1,500万を下回った形になっておりますので、100パーセント措置されるという形になっております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。一つお尋ねしますが、この協定、協約ですね、協約というのがありますが、議会に対してこれの意見ですね、議会の意見、これはどこでどういう働きの中でこれは入る訳ですか。全く執行が甲と乙との協定の中で、連携協約という形で町民や議会を無視して、それが進めていくというように考えるんですが、それは、この協約の中にはどこでどういう措置でどうなっとるのか、お尋ねいたします。もう一つはですね、全協の中でも言いましたけれども、人口減少の中で、いろいろこういう施策が打ち出されておりますが、本来の自治体の仕組みから大幅に外れていく可能性が大であるというに思うんですね。それは、地方自治法が定める地域における行政を自主的かつ総合的に実施する、本来の自治体の役割から大きく外れて行政がなされるという、私考えるんですが、それはどうなのか、二点お尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）1点目でございますが、市と町との協議については、これは執行権を持った執行部の方で協議をさせていただき、その執行する、協定を結ぶかどうかという、今回の、議案として提出する中で、議会のご判断をいただくと、そういう仕組みであるというふうに考えております。それから、2点目につきましては、やはり今の幅広い行政サービスが必要な段階においては、単に1団体においてはできない、専門で共有するとか、一定程度な広域的な連携が必要なものとか、そういったものに限りこの連携協定を結ぶ訳でございますから、それはそれぞれの自治体の事務を補完する意味で、決してそれぞれの単独自治体を否定するというものではないと、そのように考えております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）先ほど住吉議員の答弁の中で、広島市は普通交付税、それにつながる23の市町は特別交付税で、特別交付税は、災害であるとか、もう財源不足だからというような形では、交付できない条件になつとる訳ですが、これの扱いですね、特別交付税の扱いで、この連携中枢都市圏形成、これに交付されるのかどうか、ちょっと心配になるんですが、それはどうなのかということです。2点目には、先ほど副町長答弁ありましたが、本来であれば、国土形成計画法であるとか、都市計画法、都市再生特別措置法とか中心市街地活性化法、これらが全部適用されて本当のまちづくりができるんですが、広島市におんぶにだっこで、政府そのものが、さじかげん一つで、地方交付税をこれを交付したり、あるいは特別交付税がどうなるか答弁を聞かな分かんけれども、さじ加減で全部変わってくるという、本来の、公平でそういう長期間に渡るまちづくりとかそういう形成がなされていないように私心配するんですね。挙句の果てが市町村合併をねらったり道州制をねらったり、こういうことが、引き起こす要因になってくるというように私感じるんですが、それどうなのか、お尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）感触だけで申しますが、まず1点目の、特別交付税は、普通交付税である方がこれは望ましいのは確かだと思います。しかしながら、普通交付税、特別交付税というよりも、この連携協約で今から結んでいくことについては、そういった財源措置があるないの前に、まず、海田町として独自にできるかできないかというところを、まず考える必要があると思います。全員協議会でも申し上げましたが、まず一番分かりやすい例で言ったときに、病児病後児の保育がございます。これ海田町独自では、今やれる状態にございませぬ。そういうような中で、広島市の施設を使うという場合に、現在、この連携協約というのが一番ふさわしいと思っております。事務委任とかいろいろとそういった連携のあり方ございますが、新たに出てきた自治法での連携協約とこの度国の制度で設けられた中枢都市圏、その二つを使って、海田町が自分のとこで自前でできない事業をいかにやっていくかというところだと思っておりますので、その点におきましては、特別交付税でされておりますが、最終的には、自前でやるのか、広島市などに一定の頼るのかというところで、今から判断していく必要があるんだと思っております。2点目は、全員協議会でも申し上げましたが、逆に、単独町政をやっていくためには、こういった制度を使うことによって、町自前でできないことを広島市に、これ合併をし

たらこういった連携協約とかは必要なくなる訳ですから、逆に、この連携協約をすることによって単独町政がやっていけるものと、そのように思っております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）それは考え方が分かれるところだと思うんですね。しかし、今までの流れからみると、市町村合併が失敗をし、道州制がある程度の抵抗を受けてですね、進まない。安倍政権になってですね、少子化対策であるとか、あるいはいろんな、1億総何とかいうね、いろいろあるけれども、その中の一つでとこういうことを打ち出したと。それがですね、いろいろ突き詰めてみると、広島市に事実上上下関係が生まれてくる、国税一つとっても、普通交付税と特別交付税のそういう差が出てくる。で今副町長が広域になってメリットがあると言われますけれども、ずっと突き詰めてみれば、本来であれば、一つの単独の行政の中でそれを実施していく。できなければ、一部事務組合であるとかあるいは負担金であるとかいう形でやっていくんだけれども、こういう枠の中に入っていくと、地方自治の崩壊に私はつながるといえるように考えるんですね。それは、さっき言うた広島市のそういう海田町との上下関係が生まれてくる。広島市そのものがビジョンをつくって、それで、協議をして決めていく。しかし、23市町で広島市が主導権を持てますから、そこでなかなか、それが履行できないというか、要求が通らない。そうしたら、協議の中で、止めればええじゃないかというような項目もあるけれども、しかしそれは十分とは言えないというふうに思うんですね。どうしてもね、私地方自治の崩壊にこのことによってつながっていくというふうに思うんですが、それどうなんですか、お尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）逆に、地方自治の本旨を守るための適切な措置であるというふうに理解しております。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。岡田議員。

○9番（岡田）9番、岡田です。今の4条の連携ビジョンについてのところなんですけれども、議会ではこの協定だけが、海田町との議会の承認がいるということで、いろいろと佐中議員が言われましたけども、いろんな協定いうんか、そういうなのがあるんですよね、それで、それは議会に通さなくてもいい訳ですからね。もしもそういうふうに、議会を通さなくてもいいと、町の執行分ですか、そういうふうな中で、どんどん決めていったら、議会としてのチェックとか機能いうふうのが果たせなくなるんじゃないかと

思うんですね。そういうことで、今の副町長は海田町でできないことは、広域だったらできるんだというふうに言われましたけれども、そのことは逆に言うたら、広域に依存をすることになると思うんですね。そうしたら自立の姿勢とかそういうふうなのがだんだんなくなって、そういうふうなちょっと自前ではできないようなところはもう任してしまえばええんじゃないかと、必ずそういうふうになってくると思うんですね。だから、それがそういうふうな広域のこの都市圏というか、そういうふうな狙いじゃないかと思うんですけども、そういうふうなところ、例えば議会で議決が必要なというふうなときに、また新たな条例とかなんかを作らないけんよなと思うんですけども、その辺のところと、今のこのどんどんどんこの自分の自治体のところが施策がだんだん少なくなってくるんじゃないかと思うんです。その辺のところはどういうふうな見解なんでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）２点に分けてお答えいたします。まず、議会でのチェックでございますが、この連携協約、新たに結ぶ場合それから廃止する場合これはいずれも議決事項になっておりますし、それぞれ負担する場合には、予算という形でいずれも議会の方へ提案し、ご審議いただくことになっておりますから、執行部独自で決めるということにはできません。それから、２点目でございますが、やはり人口３万弱の町というところでは、組織的にもやはり限界がございます。そういう中で、そういう町が自立していくためには、逆にこういう連携協約が必要なものと理解しております。

○議長（久留島）岡田議員。

○９番（岡田）ビジョンで町が主導権をもって議会は直接議会に議決は要らないいうふうなことも多々あると思うんですね。そういうときに、議会の議決がいらないから町を広島市とか、それで決めてしまう、こういうふうなことにはならないかということなんです。もしそういうふうなことになるんだったら、また別個に条例を改正せにゃいけないんじゃないかと思うんですが、それはどうなるんですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）自治法の仕組みの中でそこは適切にやっていくというしか、お答えしようがございません。

○議長（久留島）西山議員。

○１２番（西山）１２番、西山です。まず、条例の第５条と第６条にかかわるんですけども、

今回のこの連携協約の議決を求める内容ですけども、議会には何にも事前なものではなく、決定したものは、今回載っておりますが、毎年会議を開いて中身を精査するってことだと思んですけど、それで第6条で連携契約を変更することができるというふうな規約になっております。そこで、来年に、この規約変更で海田町がもっとこの連携の中に入っている方がいいという政策があれば、それを述べる機会はあるんでしょうか。

○議長（久留島）企画部次長。

○企画部次長（門前）第5条にもありますようにですね、そういった首長の会議が定期的でございます。そういった中で、海田町と広島市とこういった施策が必要ではないかということで、協議がまとまればですね、当然議会の皆様の承認をいただいた上で、それらについては協約の変更という形になろうかと思えます。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）答弁の角度が違うんですけども、もっと、海田町独自ではできない施策を、この連携の中で協約をしたら海田町の町民の皆様がもっと有効な施策を活用できるというものがあると私は思っております。それを、年に1回首長同士がされる前に、議会で、何かもっと一緒に協約をした方が海田町の住民にとっていいものがあるかっていうのを議会に投げかける機会がありますでしょうか。

○議長（久留島）企画部次長。

○企画部次長（門前）海田町にとってですね、住民の皆様の向上につながるものにつきましては積極的に執行部といたしましても十分検討させていただいて議会の皆様方と相談させていただきながら、広島市にですね、提案するというそういう形もですね、積極的に行って参りたいと思います。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）今回のこの連携協約は、期間が一応定められております。2016年から2020年の5年間という取り組みの期間が指定されております。それによる財政上措置で、先ほど来いろいろ言われておりますけども、広島市には普通交付税と特別交付税、町に対しては特別交付税が措置されるということがございますが、もし財源措置が5年で切れて、あとは連携都市同士でちゃんとしてくださいと言われたときには、海田町が持ち出しをしないといけないですし、市に対しても何らかの手当てをしないといけない場合が起こり得るんです。で、そのこともシミュレーションをされた上で、今回の海田町がこれの中で、これだけの協約に提携するという議案っていいですか、出されたんでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）いずれも今の海田町にとって必要というかメリットがある部分というところで、今回提案させていただいております。逆に、その後から、先ほど議論が出ましたそういった、海田町部分について特別交付税で措置してもらえると私は逆に考えておりまして、本来必要なものを今回まずした中で、後から特別交付税で措置してもらえるとというふうに、逆にちょっと捉まえておりまして、いずれも海田町にとって、この圏域内でメリットがある事業であるというふうに認識をしております。

○議長（久留島）兼山議員。

○4番（兼山）ここで改めてまた質疑しますが、メリットはここにたくさん書いてあるんですが、広島市と海田町の形成にかかる連携協約、これ海田町だけもし連携協約しなかった場合の最大のデメリットについてはどうなんですか。

○議長（久留島）企画部次長。

○企画部次長（門前）海田町としてですね、こちらの連携協約を結んでいたら受けられる財政投資も含めてですね、恩恵が受けられないということで、それは海田町の住民の皆様にとって非常にデメリットになるというふうに考えております。

○議長（久留島）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

まず反対討論から許します。岡田議員。

○9番（岡田）9番、岡田です。第1号議案、広島市と安芸郡海田町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について、反対の立場で討論をいたします。広島市との連携中枢都市圏形成構想のねらいは何なのか、それは、政府が基礎自治体1,700から300に再編をし、道州制への道筋をつけるということだと思います。平成の大合併で自治体が大きくなりすぎ、大災害が起こっても細やかな対応ができなくなっております。地域の格差が広がり、高齢化や過疎化に歯止めがきかなくなっており、地域の疲弊が進み今すぐには合併は強行できないという状況にあります。国は、連携中枢都市を指定し、周辺部にある病院や公共施設を中心都市に集め、権限を県から移し、財政負担を減らす中心都市の連携先の市町に対する財政措置、人的措置は将来的に削減される、県は廃止をして道州制にするというのが、地方創生のねらいです。選択と集中の議論のもとで、税金が公平に教育や福祉に使われるのではなく、自助・自立の名のもとに、住民

負担を増やし公的扶助の削減が行われています。広島市の広域連携モデル事業では、自動車産業のさらなる発展を第一として、医療や福祉関係も充実とあります。海田町は広島市との合併を選択せずに、細やかな地方自治を実践をし、住民生活を守ってきました。広島市と海田町の連携中枢都市圏に係る連携協約に関する協定は、国や県が財政の削減をするために進めているもので、町にとって利益はないと思います。また民主主義の問題として、議会の議決数について、連携協約については議会の議決を必要としますが、連携ビジョンについては議会で報告されるが、議会の議決は必ずしも必要ではない。場合によっては、執行機関である町長部局とイニシアチブが優先をして行政の優越化が先行して、議会が十分にチェックや統制ができないことが起こりうる。連携ビジョンにおいても、議会においてしっかりと論議されるように運用するか法律の改正が必要になってくると思われます。よって、この第1号議案、広島市と安芸郡海田町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について、反対をいたします。

○議長（久留島）続いて賛成討論を許します。住吉議員。

○6番（住吉）6番議員、住吉です。第1号議案、広島市と安芸郡海田町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約について賛成の立場で討論いたします。こちらの協約を結ぶことにより、私としては、住民福祉の向上、地方自治法の第1条にも述べられております住民福祉の向上につながるものと思います。まず、救急医療体制、これを海田町単独でできるかといったら、それは到底不可能であります。病院がどこに建てるかは病院の自由でありまして、海田町に誘致できるかといったらそういうものでもございません。また、救急医療相談体制に関しては、なおさら単独でできるものではありません。そして、特に私が重要だと思えるのは、子育て支援教育の充実。過去何度も一般質問で求めておりました病児病後児保育に関しましては、海田町では受け皿がございません。また、財政上におきまして、大竹市の例をみますように、単独でやりますと毎年5,000万円の赤字を出す。そのことにより、一時期大竹市が受け皿もなくなったということで取り止めたことがございます。この連携協約を結ぶことにより、財政措置もされ、広島市と連携して病児病後児保育も使用できるようになります。また、とりわけ重要だと思えたのは、ひとり親家庭世帯の児童並びに生活困窮家庭世帯の児童の学習支援、こちら財政措置云々というよりも、海田町単独ではその人材の確保が困難であります。この連携協約を広島市と結ぶのは、海田町と熊野町の2町のみ。これほど大きなメリットはほかにはないかと思います。先ほども申しましたが、地方自治の本分は、住民福祉の向上、



まずこれであります。もしこの連携協約を結ばないのであれば、海田町単独でできる事業があるかといえ、ありません。財政上、そして人材上、不可能といえます。住民福祉の向上を日頃からいうのであれば、この連携協約には賛成するべきだと思います。以上の理由により、私は、第1号議案に賛成いたします。皆様方のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（久留島）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより起立により採決を行います。お諮りいたします。第1号議案は原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（久留島）着席してください。起立多数と認めます。よって、第1号議案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第9、第2号議案、海田町公共施設等総合管理計画の策定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第2号議案、海田町公共施設等総合管理計画の策定について。公共施設等を総合的にかつ計画的に管理するため、海田町公共施設等総合管理計画を新たに策定するものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）それでは、第2号議案、海田町公共施設等総合管理計画の策定について説明をさせていただきます。議案書の14ページをお願いいたします。本日は、議案の別冊として計画本体のほか、資料6で、計画の概要を提出しております。説明は資料6でさせていただきます。公共施設等総合管理計画につきましては、全国的に公共施設等の老朽化が進行し、安全の確保や財政負担の増大が懸念される中で、公共施設等総合的に管理するための基本的な考え方を定めるものでございます。策定にあたりましては、公共施設等の状況を把握するとともに、維持管理経費や更新費用の見通しを試算し、公共施設等の管理における基本目標を、施設の長寿命化による更新費用の縮減と平準化、効率的な維持管理によるコストの縮減、安心な施設の提供、災害時の機能維持に向けた施設の耐震化と機能強化、住民ニーズに合わせた必要な公共投資の継続、施設利用の活

性化と新たなニーズへの対応と定め、目標達成に向けた実施方針と計画の推進方法を定めたものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。住吉議員。

○6番（住吉）6番議員、住吉です。こちらも全員協議会で一応扱いましたが、その際に各議員から指摘事項があったかと思います。今回議案として上程される際に、その指摘事項は反映されているのでしょうか。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）前段の全員協議会でいろいろご意見をいただきました。そのときに、人口であるとか収支見通しの内容であるとか、ご指摘をいただいたかと思います。それからにつきましては、全員協議会の中で答弁をさせていただいたと思っております、この度の議案につきましては、内容に変更はございません。

○議長（久留島）住吉議員。

○6番（住吉）私が言った上水道の耐震化の促進というのは間に合わんでしょ、これ反映するの。ただ今言った人口の云々は、間に合っただろうし、特に海田公民館の扱いですよ、数年後にもう建て替えるという話が出ているのに、またここへ、こっちじゃないもうひとつの方か、この計画案を見たら20年ぐらい建て替えるようにそのまま載している。このくらい多分省けたと思うんですよ。全員協議会でも言いましたが、絵に描いた餅になってるんですね、計画が。必要な計画ですよ。特に短期間に建てておるから完璧とは言えませんが、その辺のすり合わせ、学校、教育委員会でのすり合わせができてないし、水道に関して言えば、上下水道課とのすり合わせができてない。この計画、30年計画を立てたにもかかわらず、細かい部分で絵に描いた餅というか現実を反映してない、あるいは水道に関しては、防災のことも述べているにもかかわらずそれを一切考慮されていない。今回全員協議会で出された全部は直せなかったと思いますが、やはり一部分は直せたかと思います。それができなかったのはなぜでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今おっしゃいましたのが、もう1、2点あったかと思いますが、あのときに申し上げましたのは、現時点で決まっている計画については、それを盛り込んでおりますというふうに言っております。そうした場合に、公民館につきましては、また議会の方とすり合わせた、どのような計画するということではできておりませんので、そ

れを盛り込むということは、逆な意味で、整合性が保てない。で、水道もしかりでございます。おっしゃられた学校もそうです。それらは、それぞれその計画の本旨に基づきながら個別計画を立てていくものというふうに思っておりますので、この総論的になる今回の計画では、それはそのまま生かさせていただき、全員協議会で住吉議員外から言われたことについては、それぞれ所管課にはそういう意見が出ているということは伝えております。特に公民館につきましては、まだ、どこでどういう形でということで最終的に執行部も最終的に示せておりませんし、議会の方での議論というものもありますから、それが出た上でこのものを修正していくと、そういうことになるかと思います。

○議長（久留島）住吉議員。

○6番（住吉）今の答弁でよく分かりますが、じゃ、確認です。これが通りました、その後各課、教育委員会であり水道課であり、ちゃんと計画を本当に出すのかと。特に水道に関して、過去長寿命化計画を立てるという話もありました。学校に関しては確かに耐震化は急がんにゃいけんいうて、耐震工事をしました。でも10年後にはまた建替えを考えんにゃいけん校舎もあります。そこに対して、28年度予算でまた高額の補修予算が組まれております。やはりこういった計画も当然重要です。30年サイクルの計画を立てることにより、今後の財政負担も目に見えて分かります。ただその後、各課がちゃんとした計画を立てんことには、なんしに作ったんこれ、になるんです。その辺は、間違いなく、町長、ちゃんと各部や各課、短期間で、まあ一年もありゃあできますよね、計画は。難しそうですか。まあ、1、2年、そんな計画に長々と時間かけるのは、これまた税金の無駄遣いになります。はよう細かい計画を立てんことには、ほっぽらかすことによってそこに対する補修予算が毎年毎年かかって、それこそ町長のいう、もったいないになるんです。その点、町長、ちゃんと早期に各課の計画を立てていただけるんですね。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）今ご指摘がありました30年に向けての計画を、今提案させていただいておる訳ですが、これは、先ほどから何回か答弁がなされておりますが総論的な、要するに言い換えればですね、機械的な、システムにおいて、30年のものを打ちたてておると。今後はですね、これらを具体的に、例えば、施設が廃止になれば、当然除去していかないといけないという問題もございます。削除ですね、削除していかないといけないという問題もあります。それから、現実に修繕がなされてですね、長寿命化が進んだという場合にはその修正も図っていかないといけない、そういった等々ですね、いろんな具体的

な例によって変化していきます。今ご指摘のように、各部でそれらを具体的な計画を今進めてきておりますので、それらに対しては、早々というご指摘がございますが、各課にもいろいろ事情がございます、その計画に基づいてですね、進めていくということに関しては行っていきたいというふうに考えております。その期限においてはですね、今回において明示することができないということでございます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）昨年の6月に、私は少子化に対するいろんな施策の中で、公共施設が、老朽化も含めてですね、維持管理をするためにこうした基本目標設定すべきだということを提案をしながら、たまたま私が一致したのか、国の方針もそうであったんですね。一番の問題は、町民に対するサービスの提供の問題なんですね。いろいろ施設があって古いから取り壊す。その後いろんな不便が出てくるという問題が出てくる。そうするとですね、個々の課あるいは部でそれをするのではなくて、全体的な広域的ないうんかね、その立場でこれを管理運営をしなければならないというように考えるんですが、窓口として、各部や課でなくて全体的に公共施設の本来のある姿を把握できるような、そういう担当部局というんか、それらはどのように考えておられるか、お尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）企画部長として答弁しますが、企画部で担当いたします。

○議長（久留島）ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第2号議案について採決を行います。お諮りいたします。第2号議案については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって第2号議案は、原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第10、第3号議案、町道の路線の廃止及び認定についてを議題いたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第3号議案、町道の路線の廃止及び認定について。橋りょうの撤去により短縮した町道を廃止し、新たに町道として認定するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）それでは、第3号議案、町道の路線の廃止及び認定につきましてご説明いたします。議案書の15ページをお開きください。この度は、町道262号線について、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、町道の路線を廃止し及び認定することについて、議決をお願いするものでございます。提案理由は、橋りょうの撤去により短縮した町道を廃止し新たに町道認定するものでございます。次に、資料7の町道路線廃止及び認定箇所図のご準備をお願いいたします。1ページをご覧ください。町道262号線の区間図になります。今回は、町道262号線の全区間を一旦廃止し、青色で示した部分を外して、黄色で示した部分を新たに路線認定するものでございます。次に、2ページをご覧ください。位置図になります。今回実質的に廃止される区間を青色で示しております。青色で示した区間は、今年度橋りょう撤去したもので、短縮区間は8メートルです。次に、3ページをご覧ください。断面図になります。実質的に廃止されます区間のA-A'断面につきましては、幅員3.3メートルでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。住吉議員。

○6番（住吉）6番議員、住吉です。工事後に気になったことがあります。橋りょう撤去した後の尾崎川の西側、川に飛び出た部分が残りますよね、どうしても。結構そこそこの広さになります。で、ここに引かれてるガードレールは車の転落防止の高さになってますので、帯に短したすきに長しじゃないですけども、高さも低いし、ガードレールと道路間のすき間も結構高いんです。分かりやすく言えば、格好の子どもの遊び場ができてしまうた。危ないところに。言わなくても分かると思いますが、あそこはひまわりプラザがあります。小学校もあります。小っちゃい子どもたちがよく遊びます、ここは。特につくも保育所、ひまプラがあるので未就学児のお子さんが保護者といっしょにあの辺を歩いておりますが、いくら保護者が注意していても、小さいお子さんは興味のあるものがあつたらそこに向けて、集中してしまう、行ってしまいます。特に保護者はベビーカーを押しながらもう一人の子どもの手を持っていたりしたら、防ごうとしても難しい

んですよ、現実には。そのこと等を考えますと、ここは何らかの子どもがここに入って遊ばんようにする対策が必要だと思いますが、その点はどのように考慮されていますでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）ご指摘の箇所につきまして状況を把握し、適切な安全対策を検討して参りたいと思います。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）7番、宗像です。この道路廃止及び認定っていう形をとられた理由、終点が多分変わるだけだと思うんですが、それを終点の変更をせず、わざわざ廃止した上でまた認定する、その明確な説明がなかったような気がするんですが、その説明をお願いします。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）はい、道路法上の考え方になりますが、従前の町道262号線は、起点が町道259号線、資料7の位置図の方をご覧ください。2ページ目になります。当初のもともとの町道262号線は、起点側が海田西中学校前の町道259号線からスタートしまして、尾崎川の東側になります町道10号線に終点としてつながる、いわゆる町道259号線と町道10号線をつなぐ性格を有した路線という考え方になります。今回、終点側が変更になりましたので、終点側の町道が町道309号線、尾崎川の西側の町道につながということで、町道262号線の路線の性格が、町道259号線と町道309号線をつなぐ路線になったという、道路法上の考え方になります。この場合、一旦路線を廃止して、変わった路線の性格について再度議会の議決を得るという事務的な手続がございましたので、このような形をとらせていただいたものでございます。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）今の説明それは納得しますけれども、ならば、309号線に接続する部分で止めるべきじゃないですか。わざわざ重複しておる部分があるように見えるんですが、その重複をつくらなきゃいけないという理由が一つもないような気がするんですが、その重複をつくられた理由は。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）今、重複区間というふうなご指摘でございますが、申し訳ございません、位置図につきましてはそこまで正確な区域が示されておりませんが、もともとは、

町道 296 号線から 309 号線及び 260 号線がスタートするような形になっておりますので、この区間についての重複はございません。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第 3 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 3 号議案については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって第 3 号議案は、原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第 11、第 4 号議案、広島県と安芸郡海田町との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の制定について及び日程第 12、第 5 号議案、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを一括議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第 4 号議案及び第 5 号議案、広島県と安芸郡海田町との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の制定についてほか 1 件、第 4 号議案及び第 5 号議案を一括でご提案申し上げます。行政不服審査法の全部改正の施行に伴い、広島県に行政不服審査会事務を委託するための規約を制定すること及び関係条例の整備を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）それでは、第 4 号議案から第 5 号議案までを一括でご説明申し上げます。まず、第 4 号議案、広島県と安芸郡海田町との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の制定についてご説明いたします。議案書の 16 ページをお願いいたします。資料は資料 8 の広島県と安芸郡海田町との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の概要をお願いいたします。まず、行政不服審査法の全部改正についてご説明を申し上げます。公平性や利便性の向上等の観点から、平成 26 年 6 月に行政不服審査法の全面改正が行われ、平成 28 年 1 月 1 日から施行されます。改正の主

な内容といたしましては、異議申し立てと審査請求から成る不服申し立ての種類を、原則として審査請求に一元化し、分かりやすくしたこと。審査請求ができる期間を、現行の 60 日から 3 か月に延長し利便性を向上させたこと。処分に関与していない職員を審理員に指名し、審議手続を実施し公平を担保したこと。裁決の妥当性がチェックできるよう、例外を除き、第三者機関への諮問手続を新設し、公平性を担保したことなどが主な改正点でございます。次に、広島県との事務委託に関する規約についてご説明申し上げます。本規約は、地方自治法第 252 条の 14 第 1 項の規定により、広島県と安芸郡海田町との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約を定めるものでございます。資料の中ほどに、審査請求の流れ、広島県への事務委託の範囲をイメージ図で載せておりますのでご覧ください。イメージ図は、国のものを記載してありますので、それぞれ町の機関に読みかえていただきたいと思います。イメージ図のとおり、行政不服審査法に基づき、第三者機関として行政不服審査会を設置することが求められておりますが、町において不服申し立ての件数がないこと、ほとんどないこと、裁決の前提となる答申書の作成において専門性が必要となることから、第三者機関である行政不服審査会の事務を広島県へ事務委託を行うものでございます。ただし、情報公開条例と個人情報保護条例の条例に基づく既に審査会があるものについては、除くものとします。次に、委託料でございますが、固定費は、県が事務局体制をとる上で必要となる費用。変動費は、審査会が開かれた場合に発生する費用の実費負担の組み合わせで支払うことになります。固定費については 4 万 2,000 円、変動費は審査会開催 1 件につき 1 万 8,000 円を見込んでいるところでございます。広島県内におきましては、海田町を含む 9 市 9 町 10 組合、合計 28 団体が広島県に事務委託を行う予定でございます。施行期日は平成 28 年 4 月 1 日でございます。続きまして、第 5 号議案、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明いたします。議案書の 18 ページをお願いいたします。資料は資料 9 の行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の概要、資料 10 の新旧対照表をお願いいたします。今回の整備条例は、行政不服審査法が全部改正されたことに伴い、海田町の関係条例を改正するものでございます。整備する条例及び主な改正内容でございますが、今回 6 本の条例をまとめる改正をしており、その一覧表を載せております。左が条例名、右が主な改正点で、原則として法律の改正に基づいて改正をして行いますが、異議申し立てが審査請求に一本化されたことに伴う改正、情報公開条例、個人情報保護条例の適用除外、実費弁償に係る規定、関係



書類の当初に係る手数料などについてそれぞれ規定しております。施行期日は、法律の施行日と同じ平成 28 年 4 月 1 日からでございます。以上で、第 4 号議案、第 5 号議案について説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。住吉議員。

○6 番（住吉）こちらの行政不服審査法、81 条の 1 項で、地方公共団体では、行政不服審査会に代わるものと、対応する機関が置かれると。ただこの 2 項で、常設ではなくてもいいという文言が書かれておりますが、こちら広島県のこの第三者機関の場合は常設なんでしょうか、それとも事件ごとに、付属機関を置く形なんでしょうか。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）常設でございます。

○議長（久留島）住吉議員。

○6 番（住吉）常設にされている理由というのは何かあるんでしょうか。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）先ほど住吉議員が言われました事件ごとに置く場合ができるというのは、小さい地方公共団体におきまして、申し立て件数が少ない場合などにおいては、そういうことも可能であるということ。で、今後広島県におきましては、やはり、団体規模が大きうございますから、それなりに不服申し立てというものが多いということで、県においては常設ということで設置の判断をされたと、そういうふうに考えております。

○議長（久留島）下岡議員。

○5 番（下岡）5 番議員、下岡です。先ほどの説明でですね、資料 8 でこれは国のイメージ図で説明された訳ですけれども、海田町の場合には置きかえてという説明であったかと思うんですけれどもですね、非常に、あれでは分かりにくい。海田町に置きかえた場合どうなのかということになる訳なんですけれども、海田町ではですね、処分庁というか、海田町が、町長名でいろんな行為を町民に対して行う訳ですね。例えば、いろんな固定資産税、町民税だ、請求すると。それに不服があった場合にはですね、町民は、審査庁としてやはり海田町に対して審査請求すると。従来だったらですね、異議申し立てするということですね、それに対して、まだ不服がある場合には、審査請求と言ってもそれ以上のものはない訳ですから、実質的には、もう、異議申し立て終わりじゃないかと思うんですけれども、これが今後、そういう形でやるとですね、早く言えば、不服

申し立てに対してですね、身内が審理するということなる訳ですから、これは当然ですね、どちらに有利になるかといえば、当然行政側に有利な判断を下すだろうということで、今回ですね、より中立性、客観性を持たせるということで、こういうふうに審理員だとか第三者機関を設けたという形になるんだと。より、中立性を持たせるためにですね、そういう趣旨だと思うんですけども、具体的にですね、例えば、海田町の場合に、今度の新しいあれではですね、審理員というのは誰がやるのか。そして、第三者機関というのは、先ほど住吉議員が言いましたけれど、常設、県の委員なんですけどその構成というかですね、どういうメンバーがそういうものになってるのか。そのところちょっと説明していただきたいんです。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）まず審理員につきましては、法務部門が行うことが適当であるというような解説が多くございますことから、一応総務課ということで考えております。それから、県の第三者機関の構成ですが、6名の委員で構成するということでございます。その内訳については、県についてもこれから人選を始めるので、詳細については、というところであったんですけども、内容としては、弁護士、大学教授、それから税理士等の有識者6名で構成するということになっております。

○議長（久留島）ほかにございますか。西山議員。

○12番（西山）12番、西山です。資料8で、この構成が県内9市と9町10組合、計28団体が事務委託を行う予定、議決されるんだと思うんですけど、2の委託料、固定費、変動費とあるんですけども、常設で事務費、体制整備にかかる費用とか云々で均等割となっておりますけど、計28団体が均等割で負担をしていく、委託料を払うとなると思うんですけども、もうこの試算はででるんでしょうか。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）固定費につきましては年間4万2,000円というふうに聞いております。

○議長（久留島）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。これより議案について、順次採決を行います。まず、第4号議案、広島県と安芸郡海田町との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の制定について、採決を行います。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第4号議案について採決を行います。お諮りいたします。第4号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案のとおりこれを決します。続いて、第5号議案、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、採決を行います。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第5号議案について採決を行います。お諮りいたします。第5号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案のとおりこれを決します。暫時休憩します。再開は13時ちょうどです。

~~~~~○~~~~~

午前 11時57分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。日程第13、第6号議案、海田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第6号議案、海田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。地方公務員法の一部改正に伴い人事行政の運営等の状況の公表事項の改正等について、関係する条例の改正を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）それでは、第6号議案、海田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてご説明いたします。議案書の25ページをお願いいたします。資料は11の海田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例

の概要と、資料 12 の海田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表をお願いいたします。今回の改正は、平成 28 年 4 月 1 日の地方公務員法の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。まず、海田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正については、地方公務員法第 58 条の 2 において、人事行政の運営等の状況の公表の規定がございしますが、この規定の一部が資料 1 の 11 の中ほどに記載のとおり、人事評価、退職管理が追加され、勤務評定が削除されたため、法に合わせ条例を改正するものでございます。続いて職員の勤務時間、休暇等に関する条例、職員の特殊勤務手当に関する条例、職員の旅費に関する条例の一部改正でございしますが、地方公務員法の改正により項ずれが生じるため、引用規定の整理を行うものでございます。施行日は平成 28 年 4 月 1 日でございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。  
多田議員。

○10 番（多田）多田です。ひとつお聞きしますが、この新しい法の中で退職管理というのがあるんですが、これはどの様なことを指されるのかちょっと詳しい説明をお願いします。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）法律改正に伴い、どのようなものを公表事項を規定してるかっていうところについて、法令においては具体の項目は載っておりません。で、県の方に照会をかけたところによりますと、退職者の数、それから退職時の職級などが考えられるということでした。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第 6 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 6 号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第 6 号議案は原案のとおりこれを決しま

す。

~~~~~〇~~~~~

○議長（久留島）日程第 14、第 7 号議案、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第 16、第 9 号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでを、一括議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）それでは、第 7 号から第 9 号議案、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ほか 2 件はい、それでは改めまして、もう一度ははじめから読ませていただきます。はい、第 7 号議案から第 9 号議案、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてほか 2 件、第 7 号議案から第 9 号議案まで一括でご提案申し上げます。人事院の給与勧告及び地方公務員法の一部改正等に伴い、関係する 3 件の条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）それでは、第 7 号議案から第 9 号議案までを一括でご説明申し上げます。第 7 号議案から第 9 号議案につきましては、人事院の給与勧告に基づき所要の改正を行うもの、地方公務員法の改正によるもの、その他、規定の整理を行うものがございます。第 7 号議案の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例と、第 8 号議案の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、期末手当の改正のみになりますので、給与改定の概要の中で一括でご説明いたしますので、ご了承ください。改正内容につきましては、主に資料 13 の給与改定の概要で説明させていただきますが、議案書につきましては、27 ページから 39 ページ、三つの条例の新旧対照表、資料 14、資料 15、資料 16 で用意しておりますので、併せてご覧いただくようお願いいたします。それでは、まず、平成 27 年の人事院勧告についてでございますが、俸給については引き上げ、期末勤勉手当についても、0.1 月分の引き上げとなっており、27 年度から適用いたします。給与制度の総合的な見直しについては、地域手当の支給割合が改定されましたが、海田町の地域手当については変更はございません。単身赴任手当については、引き上げがなされております。次に海田町の平成 27 年度の改定についてでございますが、人事院勧告関係の改定ですが、国の改定状況は（１）に記載のとおりで、海田町の改定状況は（２）に記載のとおり、1,735 円の改定で、率は

0.54 パーセントとなるものでございます。新しい給料表と今までどの給料表との比較につきましては、資料 16 の新旧対照表に記載しておりますので、ご参照いただければと思っております。次に、単身赴任手当についてでございますが、月額を引き上げるとともに加算額も引き上げるものでございますが、本町におきましては、現在支給対象者がございません。次に、期末勤勉手当につきましては、資料 13 の 2 ページから表をつけておりますが、一般職につきましては、現行の 4.1 月分から 4.2 月分へ 0.1 月次分の増、再任用職員につきましては、2.15 月分から 2.2 月分へ 0.05 月分の増、町長ほか特別職につきましては、4.1 月分から 4.2 月分で 0.1 月分の増。議員につきましては、3.15 月分から 3.25 月分で 0.1 月分の増となるものでございます。月例給、期末勤勉手当については、平成 27 年分から適用し、一般職特別職、議員さんもそれぞれ差額分を年度内に支給いたします。次に、地方公務員法の改正関係でございますが、地方公務員法の改正によりまして、職員の職務を各等級に分類する際の具体的な基準表を条例中に設けることとされましたので、等級別基準職務表を追加するものでございます。続いて、勤務 1 時間あたりの給与額の算出ですが、残業代などの基礎となる 1 時間あたりの算出方法について、労働基準法等において、所定労働時間数から祝日等を考慮することとされているため改正を行うものでございます。最後に、施行日でございますが、平成 27 年度に係る部分については公布の日から施行し、給与勤勉手当の部分については平成 27 年 4 月 1 日から遡及適用します。平成 28 年度以降に係る部分については、平成 28 年 4 月 1 日から施行いたします。また、改正前の条例によって支給された給与は、改正後の条例によってなされた給与の内払いとみなすための附則を規定しております。以上で、第 7 号議案から第 9 号議案の説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。西山議員。

○12 番（西山）12 番、西山です。資料 13 に、法に基づいて再任用職員の現行と改正後が表記されておりますけど、前任の町長が再任用はしないという方針でございましたが、新しくなられました町長は、この再任用職員の採用をされるかどうか、お考えをお願いします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）本年 3 月 31 日をもって定年を迎える職員から適用することとし、該当職員に対して、募集を行ったところでございます。

○議長（久留島）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。これより、議案について順次採決を行います。まず、第7号議案、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決を行います。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。第7号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第7号議案は原案のとおりこれを決します。続いて、第8号議案、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決を行います。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第8号議案について採決を行います。お諮りいたします。第8号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第8号議案は、原案のとおりこれを決します。続いて、第9号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決を行います。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第9号議案について採決を行います。お諮りいたします。第9号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第9号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第17、第10号議案、海田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議

題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第 10 号議案、海田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について。指定居宅サービス等の人員設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、基準省令に基づいた所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（伊藤）それでは、第 10 号議案、海田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書の 36 ページ、資料 17 の条例の概要及び資料 18 の条例新旧対照表をお願いいたします。説明につきましては、資料 17 の条例の概要により説明させていただきます。まず、1 の条例改正の経緯については、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴いまして、利用定員 18 名以下の小規模通所介護事業所が、新たに指定地域密着型通所介護事業所に移行することから、従来国で定めていた指定地域密着型通所介護事業の人員、設備及び運営に関する基準等の規定を加える改正を行うものでございます。2 の基本方針についてですが、この度の条例改正に当たっては、従来の厚生労働省令で規定をしておりました指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準において何らの支障が生じていないことや、事業者への混乱を回避する観点から、県及び県内、市町等の動向も踏まえまして、これまでの国の定めた基準に準拠するものでございます。したがって、町独自の変更点はございません。3 の条例改正の概要についてですが、この条例は、（１）のとおり、指定地域密着型通所介護事業の定めるべき基準として、①の基本方針から、④の運営に関する基準の内容を定めるものでございます。（２）では、①の指定地域密着型通所介護から、次のページになりますが、②及び③の三つの指定地域密着型通所介護サービス事業について、それぞれの基準を定めるものでございます。4 として、条例の施行期日は平成 28 年 4 月 1 日とするものでございます。以上で、海田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。

○議長（久留島）以上で、説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。住吉議員。



○6番（住吉）6番議員、住吉です。こちらの条例改正の概要の3の(2)、おおむね6か月に1回の運営推進会議の開催、条例案の60条の17に書いてありますが、ただこの6か月という基準が、関係法律の整備等に関する法律や厚労省の定めた設備及び運営に関する基準に見当たらなかったんです、調べて。私の探し方が悪かったのかもしれませんが、この6か月に1回の運営推進会議の開催って、この6か月の期間は何を基に決められたんですか。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（伊藤）こちらについては、第60条の17の準用規定の中で、地域との連携という部分がございますが、その中で、推進会議を開催しなければならないというものが入っております。で、地域密着型サービスの中で、通常おおむね2か月に1回というものと、この通所介護の場合のように6か月に1回の推進会議を開催するという、二つのものに分かれております。

○議長（久留島）住吉議員。

○6番（住吉）私の喋りが下手くそじゃけえ分からなかったんじゃないだろうと思いますが、60条の17に書いてあるのは分かったんですよ。資料配られてるので見えています。先ほど言った通所に関しては6か月というものは、いったいどこに書いてあるんですか。それをききよるんです。何を基に通所は6か月と定められているのか。その根拠を教えてください。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（伊藤）厚生労働省から出ております準則に則って規定をしたものでございます。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第10号議案について採決を行います。お諮りいたします。第10号議案については、原案のとおり決めるにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第10号議案は原案のとおりこれを決しま

す。

~~~~~〇~~~~~

○議長（久留島） 日程第 18、第 11 号議案、海田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田） 第 11 号議案、海田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について。指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、基準省令に基づいた所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島） 長寿保険課長。

○長寿保険課長（伊藤） それでは、第 11 号議案、海田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。議案書は 57 ページ、資料の 19 の条例の概要及び資料 20 の条例新旧対照表をお願いいたします。説明につきましては、資料 19 の条例の概要で説明させていただきます。まず、1 の条例改正の件についてですが、先ほどの第 10 号議案と同様に、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、従来国で定めていた指定地域密着型介護予防サービスの運営に関する基準等の一部を改正するものでございます。2 の、基本方針につきましても、この度の条例改正に当たっては、従来の厚生労働省令で規定をしておりました指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準において何らの支障が生じていないことや、事業者への混乱を回避する観点から、県及び県内他市町等の動向も踏まえ、これまでの国の定めた基準に準拠するものでございます。したがって、町独自の変更点はございません。3 の条例改正の概要についてですが、指定地域密着型介護予防サービスのうち、介護予防認知症対応型通所介護サービスの運営に関する基準に、①から③の内容を新たに加えるものでございます。4 として、条例の施行期日は平成 28 年 4 月 1 日とするものでございます。以上で、海田

町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。

○議長（久留島）以上で、説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第 11 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 11 号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第 11 号議案は、原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第 19、第 12 号議案、平成 27 年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第 12 号議案、平成 27 年度海田町一般会計補正予算（第 6 号）。この補正予算につきましては、まちひとしごと創生に係る事業費の増額等を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）第 12 号議案、平成 27 年度海田町一般会計補正予算（第 6 号）についてご説明いたします。はじめに歳入歳出予算の補正につきまして、資料 21 の平成 27 年度補正予算説明書にしたがいまして、歳出からご説明いたします。なお、この度の補正予算では、給与改定に伴う給料の増額や職員諸手当等の増減、事業の執行残の整理や決算見込みに伴う増減の予算措置を行っております。その他、国県支出金の返還金や特別会計の補正予算に伴う繰出金の増減、先日の全員協議会でご説明いたしました地方創生加速化交付金関連の事業も含め、件数が多くございますので、説明は省略をさせていただきます。なお、地方創生加速化交付金の概要、電算システム改修事業の概要のほか、箇所付けのある投資的経費の増額については、別に資料を提出しております。併せてご覧

いただきたいと思います。それでは、資料 21、平成 27 年度補正予算説明書を願ひいたします。はじめに、19 ページ、20 ページを願ひいたします。総務費の電算管理費の電算システム改修事業につきましては、今年度実施した委託料の執行残の減額のほか、自治体情報セキュリティ対策を実施するため、9,976 万 1,000 円を増額するものでございますが、国から補助金が交付され、繰越明許により全額を次年度に繰り越すものでございます。続きまして、25、26 ページを願ひいたします。戸籍住民基本台帳費の社会保障・税番号制度導入事業につきましては、国の、個人番号カード交付事業費補助金、事務費補助金を活用して、通知カードと個人番号カードを発行するため、516 万 5,000 円を増額するものでございます。続きまして、33、34 ページを願ひいたします。民生費の社会福祉総務費の年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事務事業につきましては、国の補助金を活用して、年金生活者等の支援のために、臨時福祉給付金を給付するため、事業費用 6,600 万円、事務費を 617 万 2,000 円増額するもので、併せて繰越明許費を提出しております。続きまして、41、42 ページを願ひいたします。児童福祉総務費の、子ども・子育て支援事業につきましては、国の子どものための教育・保育事業費補助金を活用をし、平成 28 年度から実施される、多子世帯等の保育料等の負担軽減措置のためのシステムを改修するため、162 万円を増額するものでございます。続きまして、49、50 ページを願ひいたします。衛生費の母子保健費の産科医等確保支援事業につきましては、分娩件数の増に伴い、15 万円を増額するものでございます。続きまして、51、52 ページを願ひいたします。塵芥処理費のごみ収集処分事業につきましては、燃料費、委託料の執行残の減額のほか、資源物の売り払い単価の上昇に伴う資源物回収奨励金の増額を合わせ 903 万円を減額するものでございます。次の焼却施設跡地整備事業につきましては、焼却施設跡地の整備のための用地を取得するため、1,221 万 7,000 円を増額するもので、併せて繰越明許費を提出しております。続きまして、59、60 ページを願ひいたします。土木費の道路新設改良費の町道 1 号線道路改修事業につきましては、新町地内の町道 1 号線の道路改良を行うため、2,100 万円を増額するものでございますが、併せて繰越明許費を提出しております。続きまして、67、68 ページを願ひいたします。消防費の消防団運営事業につきましては、消防団員の退職に伴い 20 万円を増額するものでございますが、消防団員等公務災害補償等共済基金から退職報償金の財源が交付されます。続きまして、69、70 ページを願ひいたします。教育費の私立学校振興費の私立幼稚園就園奨励事業システム改修事業につきましては、国の補助金を活用しシステム

の導入を行うため、233 万 8,000 円を追加するもので、併せて繰越明許費を提出しております。続きまして、71、72 ページをお願いいたします。学校管理費の小学校改修事業につきましては、海田東小学校の校内電話を修繕するため 130 万円を増額するもので、併せて繰越明許費を提出しております。続きまして、83、84 ページをお願いいたします。公債費の元金及び利子につきましては、地方債の借入利率の低下により地方債、失礼しました、町債元金償還事業を 117 万 3,000 円増額し、地方債利子償還事業を 463 万 2,000 円減額するものでございます。続きまして、歳入でございますが、歳入につきましても額の確定や決算見込み、歳出の補正に連動した特定財源の増減がございますが、件数が多くございますので、これらの説明は省略をさせていただきます。それでは、1 ページ、2 ページをお願いいたします。地方交付税の普通交付税につきましては、国の経済対策に伴い、調整減額分が復活され 514 万 6,000 円を増額するものでございます。続きまして、9、10 ページをお願いいたします。寄附金の一般寄附金につきましては、ふるさと納税の件数の増により 165 万 1,000 円を増額するものでございます。次に、繰入金の財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため 5,858 万 2,000 円を増額するものでございます。次に、諸収入の町税延滞金につきましては、延滞金の増額が見込まれるため 189 万 4,000 円を増額するものでございます。次の資源物売払金につきましては、資源物売払単価の上昇により、187 万 8,000 円を増額するものでございます。次の市町村振興協会市町交付金につきましては、オータムジャンボ宝くじの収益金の増に伴い、69 万 2,000 円を増額するものでございます。次の生活保護法に基づく返還金につきましては、障害年金の遡及適用による返還金等により 211 万 5,000 円を増額するものでございます。次のその他につきましては、公用車事故共済金を 98 万 3,000 円増額するものでございます。次に、町債でございますが、事業費の精算により調整を行っております。続きまして、議案をご説明いたします。第 12 号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に 1 億 3,705 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 106 億 8,948 万円とするものでございます。続きまして、繰越明許費の補正でございます。5 ページをお願いいたします。追加 21 件でございます。歳入歳出予算の補正でご説明いたしましたもののほか、年度内に完成が見込まれないものについて、繰越明許費の議決をお願いするものでございます。続きまして、地方債の補正でございます。8 ページの廃止 1 件、9 ページから 10 ページにかけての変更 8 件でございますが、内容につきましては省略をさせていただきます。以上で、平成 27 年度

海田町一般会計補正予算（第 6 号）の説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。住吉議員。

○6 番（住吉）6 番議員、住吉です。資料 21 の 44 ページ、保育促進事業で 2,400 万の減額、特に臨時職員賃金 1,700 万の減額と、人件費の調整にしてはここだけが異常に突出していように見えますが、これはどのような理由からでしょうか。続きまして、58 ページ、南堀川駐車場の鳥害対策の修繕工事、こちらの未執行は、国が高架道路の補修工事をやる予定だったのがやらなかったからじゃないかと思うんですが、その確認をお願いします。そして 72 ページの東小校内電話修繕工事、これ故障が分かったのはいつでしょうか。以上、3 点質問します。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）まず 1 点目の保育促進事業につきましては、各保育所の臨時職員の未雇用の部分があったために減額させていただくものでございます。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）はい、2 点目の工事の件でございますが、ご質問のとおり国土交通省の方から今年度はやらないという連絡がございましたので、この度減額補正させていただきます。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（中川）東小の校内電話につきましては、以前から少しずつ調子が悪かったというところがございますが、今年度になってさらに悪くなったということで、補正を上げさせさせてもらったものでございます。

○議長（久留島）住吉議員。

○6 番（住吉）まず保育所臨時雇用の減額ですが、保育所の未雇用ということですが、これはどういった意味でしょうか。採用予定していた方を雇用しなかったのか、それと同時に、2,400 万、そのうち賃金の部分だけで 1,730 万というのは、これ未雇用の部分がかなり大きくなるんじゃないかと思うんですが、その辺何名ぐらい未雇用だったのか。で、南堀川駐車場の修繕工事の未執行ですが、国が工事を行わなかったというのは、今年度は行わないということは来年度行うことなんでしょうか。そして東小の校内電話修繕工事、以前からということですが、なぜ今頃になってそれが上がってくるのか。以前からであったら、もっと早目に修繕すればよかったと思いますが、これがなぜ年度末に

なったのか、この3点お願いします。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）臨時保育士の雇用につきましては、各園約2名ずつぐらい雇用ができなかったものでございます。ただ8時間の雇用が難しい場合は4時間の雇用等で対応させていただいたところでございます。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）南堀川町の高架工事の件でございますが、来年度は現時点では未定というような連絡を受けております。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（中川）十分な把握がちょっとこちらの方でできなかったということで、以前からちょっと悪かったという報告を受けたということでございます。

○議長（久留島）住吉議員。

○6番（住吉）保育士、各保育所とも2名ずつ未雇用、雇用ができなかったというふうに今答弁されましたが、それで子どもを預かるのに支障がなかったのかという事が気になります。その辺はいかがでしょうか。南堀川公園の高架道路の件ですが、未定ということですが、これは、いつになったらはっきりするのでしょうか。新年度予算の駐車場修繕にも影響を及ぼしてくると思うんですが、その辺の確認はされてるのでしょうか。で、一番いけんのが、校内電話の修繕工事ですね。以前から調子が悪かったのが全然連絡が上ってこんかった。いったいどういう管理をしとるのかと。逆に、以前から調子が悪かったのが今までほっぽらかしにしとったんじゃないかと。もう工事もせんでええじゃないかという話もしませんにやあいけんですし、逆に全面的にこれ親機だけじゃなしに子機も全面的に入替えるようになっておりますけれども、そこまでの修繕工事をしなきゃいけないものを、なぜもっと早くしなかったのか。いいですか、もっと早くすればよかったものを今頃したということは、工事しなくてもいいとも取れるんですね、別に。なくてもいいじゃんこんなものって。しかも私がしょっぱな聞いたのは、いつから調子が悪かったのかというたら、以前からというあいまいな答えなんです。以前からというのが、去年の年末なのか、それとも何年も前からなのかさっぱり分かん。それは調子悪いから予算を組んで直させてください、これ必要性があるんかないんか分かんのです、今の答弁じゃ。必要性がない、だからこんな予算通せませんし、あるんだったらもっと早く出さないやという話なんです。その辺教育課の管理どうなっとるのかと。小

学校四つに中学校二つ、たった6校しかないんです、町立の学校というのは。それすらも管理ができんのかと、うちの教育委員会は。この点どういうふうな感じなんですか。

○議長（久留島） こども課長。

○こども課長（森川） 臨時保育士が各園2名ずつ雇用できなかった部分につきましては、受け入れ人数児童の受け入れ人数に対して保育士の数は充足をしている状況です。ただ、保育の時間が朝7時15分から夜の7時までということで、その部分の対応につきましては正職員の時間外であるとか、短時間の臨時さんの雇用で対応させていただいております。

○議長（久留島） 都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩） はい。高架の工事はいつになるのかというご質問でございますが、我々も同じような、質問を投げかけたんでございますが、先ほどの答弁のような、回答があったものでございます。ご理解をいただきたいと思います。

○議長（久留島） 学校教育課長。

○学校教育課長（中川） 以前からというのがですね、日によって違うという状況で、使っていない電話機が鳴りだしたりってということで、電源を切らないといけない状況があったりということがたまにあったのが昨年度、という状況で、こちらの方がうまく私の方が把握できなかったことについては、重々反省し、学校の方へ連絡にあたるようにしていきたいと考えております。

○議長（久留島） 佐中議員。

○15番（佐中） 15番、佐中です。資料の4ページの今の地方創生加速化交付金ですね、7,935万とありますが、繰明でほとんど対応しておられますけれども、この繰明の中にこの加速化交付金、27年度の補正でこれが決まりました。28年度は、地方創生のための新型交付金という形で2分の1しか補助してもらえません。今回これは10分の10という形で交付を受ける訳ですけれども、これに対する措置として、またすぐできないから繰越明許にしておいでですけれども、ここに掲げとるのは、これがどう、七千九百いくらが繰越明許の補正の中にどれだけ該当しとるのか、これを知りたい。二つ目には、60周年を記念をして、10分の10の交付金もらって有効にやろうという、そういう位置付けで見られる訳ですけれども、27年度でほぼ大まかな予算はこれで対応をしてですね60周年記念をするのかどうか、これをお尋ねします。それからもう一つは焼却場の土地



の購入の問題で、約 1,500 坪あるんですが、これを全部を購入をする予定なのかどうかをお尋ねします。

○議長（久留島）企画部次長。

○企画部次長（門前）まず 1 点目についてなんですが、これについてはですね、全額繰越明許という形でですね、全額が来年度になるということです。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）2 点目のご質問ですが、今月中にこの交付金の決定額が分かります。

そこでもう一度精査をさせていただいて、一般財源に振替えてでも続ける部分と、やはり若干縮小する部分というところで協議をさせていただきたい、かように思っております。

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（丹羽）環境センターの用地につきましては、現在、借地部分、環境センターの西側の部分でございますが、こちらの方約 3,000 平米程度、購入を予定しております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15 番（佐中）60 周年を記念する費用を大幅に今年度の予算、27 年度の予算で計上されておられますが、28 年度にまたがっていくらあるかはあるかと思うんですけれども、大幅にこれは、私一般質問してますから、そう詳しくは尋ねませんけれども、有効に活用するという事は非常に大事な訳ですけれども、しかしこれを使わんがために仕掛けがね、不十分なところが出てくると思うんですよ。というのは、私は打ち上げ花火みたいにね、ぼんと事業をやる、イベントをやる、それで終わりというんじゃないくて、やっぱりこれを、町民の活力というか活性化というか、それに生かしてほしい訳ですよ、これを契機に。ということでね、この予算で、10 分の 10 の交付金でやるのも大事ですが、それ以上にもっと仕掛けをする。各課で各部でね、こういうやり方、やり方いうんか、記念行事ですよ、これを仕掛ける方法があるんですが、この予算でそれが該当できるのかどうか。仕掛けができるのか、これをお尋ねいたします。それから今の焼却場の問題、300 平米、もう、わずかしき土地を買ってないんですが、あとの残りの焼却場の土地の処理というんかね、対応はどうされるんか、お尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）当然にこれ 60 周年ということだけではなしに、海田町の魅力発信という

ことで取り組んでおるというところで、逆に申しまして、企画担当的なところでいくとある程度積んだつもりでございますが、財政担当として査定する場合には、8,000 万という裏付けがあったから付けたという部分もありまして、今細部については詰めておりますが、そういった魅力発信ができる内容は盛り込んだつもりでございます。

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（丹羽）環境センターの敷地につきましては、現、事務所がある、元焼却炉があった部分、これにつきましては、そもそも町有地でございますので、特に変更はございません。ではなしに、河川がありまして左岸側、河川の左岸側につきましては、現在借地になっておりますので、その部分のみを購入したい、現在使っておる部分のみを購入したいということでこの平米数でございます。

○議長（久留島）宗像議員。

○7 番（宗像）7 番、宗像です。今の話の続きになりますけども、これ、ほかにも絡んでくるんですが、今、予算を組まなきゃいけないと、本来でしたらをこういう大きい予算、それからこういう大きなものを取得していくというのは、本来当初に組むべき案件を、この補正の3月のわざわざ補正を組まなきゃならない理由というのを、ちょっと説明を願いたいのと、これによって、焼却場で使ってる、元焼却で使ってる土地については全て町有地に変わるということでもいいのかどうか。それから続いて、同じことが町道1号線についても、これ、補助か何かの交付金の対象になるから今この時期に2,100万の補正を組むんかどうか。だから、先ほどの今年度、補正で組まないといけない理由、もう少し説明をお願いしたいと、同じことが、先ほどの住吉議員の説明にありました、校内電話の修理について。多分これ春休みに工事やるんじゃないか、そういう意味でこの時期に予算組みたいという理由だろうと思うんですが、本来でしたら、これだけの金額的にたいしてなくても大きな、全部やるとなれば当然これは補正よりも、当初で組むべき案件だと思うんですよ。それらを、この3件とも、当初じゃなくて補正で組む理由についてそれぞれ説明願います。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）まず私の方からその予算の組み方を、今どう考えてるかという説明させていただきたいと思います。おっしゃいましたようにやはり大きいものは当初というところも分かりますが、それぞれの事業によって、事情によって、ひと月でも早く着手したいというものもございます。そういったときには、3月補正でやって繰明をかけると

いうことを採用させていただいております。それぞれの急ぐ理由というのは、それぞれ進めさせますが、全て大型のものは全部当初というのではなしに、それから国の補正対応とかそういうのがございますが、一番大きくはやはり、当初予算にするとどうしても発注が4月、5月になっていく、それから、例えば工事認定があるとかそういうんですと6月議会に間に合わないとかそういうようなことを逆算した場合には、前年度の補正予算で繰越をかけるという手法を現在は採用させていただいております。

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（丹羽）環境センターの用地についてでございますが、測量、鑑定、これらを済ませまして、地権者の方と交渉する中で、売っていただけそうだなというような状況になりましたので、この時期に上げさしていただいたものでございます。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）町道1号線につきましても、今現在こちらの施設の老朽化が著しく、道路交通法といいますか、通行上の安全を早期に確保するために、このタイミングで補正を組まさせていただきますものでございます。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（中川）校内電話につきましては、修理という観点でできるだけ早く修理をしたいという思いもありまして、補正で対応させていただいておるところでございます。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）分かりました。副町長のおっしゃる意味は理解できましたけれども、今、環境センターの土地、売ってもいいという答えをもらったのではなくて、売っても、答弁がそういう答弁なされてないんで、それでなぜ急ぐ必要があるんかというのが、まず疑問なんで。1問。それから逆に今の町道1号については、そんなに急ぐのであれば、今じゃなくて、12月に補正かけるべきじゃないんですか。今から工事発注すれば、当然これだけの工事をすれば、渇水期、水の少ない時期、冬場の水の少ない時期じゃなくて、6月、7月の雨の多い時期に必ずかかりますよね。急ぐ急ぐと言いながらその時期に工事ができなくて延ばさないといけないような状況になるんじゃないかと、それならばもっと早い時期に予算を組むべきだと思うんですが、その辺についてどうなんですか。

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（丹羽）環境センターの土地についてでございますが、まずは、議会の方で

予算を認めていただかなければ最終的な交渉というのはできないところではございますが、鑑定が終わった中で交渉をする時点で、地権者の方からオーケーをもらえそうだというこのタイミングで、今回計上させていただいたものでございます。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）はい、町道1号線につきましてはこの修繕設計の業務の方が完了いたしましたのが、12月の25日でございます。そこから直近のこの3月補正で計上をさせてもらったものでございますが、今回の工事は、張り出してある車道の床板が老朽化が著しいということで、それを地上側から撤去して安全を確保するというものでございますので、今の段階では出水期、渇水期等の影響なく地上側からの施工は可能というふうに考えておるものでございます。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。前田議員。

○14番（前田）まず一つはね、56ページ、300万、負担金補助金ということになっとなんじゃけども、安芸商工会、300万の補助金増。当初でも720万か750万じゃったか、詳しくは忘れたが、それをまずどういうことなのか、これが一つ。二つ目はね、66ページ町内の東昭和町、浚せつが出ておるんだけど、当初、1,800万に対して約500万の残。3分の1ぐらい、450万ぐらい残になっとなわけですがね、分かりやすう言うとういう積算しとるんか。もっと正確に、元の予算に対して残が大きすぎるというふうに言いたいんじやが、どう言うことでこういう残になっておるのか。その辺を答弁願いたい。

○議長（久留島）企画部次長。

○企画部次長（門前）まず、1点目のですね、商工会の関係の補助金ですが、これは先般ご説明させていただいた加速化交付金の中の特産品に開発に関するですね、商工会の補助金ということでございます。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）東昭和町地内外水路浚設工事でございますが、設計に、発注にあたりましては、公共歩掛の設計基準に応じまして、積算をして予定価格を定めさせていただいておりますが、実際の入札に当たって業者様の方が努力されて低価格で入札された結果だと考えております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）今の2点目ね、業者が努力したということはそうなのかも分からんがね、

なんかの基準、建設省歩掛で、実際のね、現地を調査してね、例えばその堆積土が 100 立米あるのか 1,000 立米あるのか、ね、当然そういう調査をすればね、歩掛をどうかしたいいうて、大まかに 3 分の 1 近いものが余るようなね、そういう無駄な積算をせんでも、500 万あれば、ほかのまた別の河川、浚せつ併せて、ほかのところもできる。残せばいいっていうもんじゃないということを言いたい訳よ。そういう当初の調査、そこらは、ただ目で、さっきのどこのどん帳じゃないがあったがね、目視ですと。堆積土が 10 センチたまつとるのか 1 メートルたまつとるのか、目視でね、そして歩掛だけ、何ぼか知らんがたまっておるから、国交省の掛率が何ぼでございまして 1,800 万云々、その辺の程度がね、ちょっと浅いんじゃないか、もっと真剣に考えてやるべきじゃないじゃないか、再度答弁願いたい。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）浚せつ工事の発注にあたりましては職員の方が現地に赴きまして、実際の堆積土をポイントポイントで計測をし、それらをもとに土砂量を計測させていただいております。その計測結果をもとに、先ほど申し上げましたが、県の土木積算基準に基づいて設計をさせていただいておりますので、適正な調査と設計基準によって発注をさせていただいていると考えております。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。西山議員。

○12番（西山）12、西山です。資料 21 の 4 ページ、教育費負担金の小学校費負担金ですが、広島市学童児童事務委託負担金が増になっておりますが、これはいつからの計上なんでしょうか。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（中川）広島市からの受入児童については、対象児童についてはほとんど変わりませんが、昨年度の学校にかかった費用を運営単価として一人あたりを計算します。その中で、当初見込んでおりました一人あたり 10 万 8,000 円余りが 11 万 6,000 円になったということで、これは、主にはコンピューターシステムの改修経費があったために、費用単価が上がったということでございます。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）そういたしますと、広島市はそれを受け入れてくれると判断していいんですね。続きまして、18 ページなんですけど、今回の地方創生加速化交付金が、国が認めたと仮定いたしますと、質疑をいたします。資料 18 ページの、町政施行 60 周年記念事

業 2,494 万円を計上されておりまして、記念式典イベント開催支援事業の委託料が結構占めているんですけども、これはこういった内容を委託をされるのでしょうか。

○議長（久留島）企画部次長。

○企画部次長（門前）これにつきましてはですね、まずあの 60 周年を記念いたしました記念式典、そして、それと併せてですね、いわゆるイベント、現在想定しておりますのは、海田市駅周辺を使いまして、ひまわり大橋も使いまして、いろいろなステージがございますとか、出店がございますとか、町民の皆様が盛り上がるような形でもですね、イベントというのを考えております。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）委託費が膨らんでおりますのは、この交付金の制度上人件費が認められませんので、土曜日あたりに行事をやるときに、職員に動員をかけた場合に人件費がかかって、対象外になると。それを、委託でそういったいろんなところへ出せば、交付金の対象になるというところに着目をいたしまして、委託費を組ましていただいて、そういうそこら辺をカットしたいということでございます。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）最後に 80 ページですけど、やはり今回の創生加速化交付金を適用して、旧千葉邸の主屋等の改修事業を計画をされて委託料が計上されてんですけども、工事箇所資料 26 をみますと、これ過去に行政の方から、執行部の方からこういった提案があったときに、議会が否決をした経緯がある訳ですが、今回加速交付金を使ってやはり整備をしたいというので計上されてると思います。しかし、この図面を見てますと、玄関、事務室、展示室で、トイレがなんですね。もしも同じこの改修工事をされるのであれば、最低限必要であったトイレも設計の中に入れる方向性がふさわしいと私判断してるんですけど、なぜトイレがない図面になったのでしょうか。

○議長（久留島）生涯学習課長。

○生涯教育課長（宮垣）はい、議員ご指摘のとおりトイレの方がこちら的是でございせんが、今の外側で、若干水洗便所の方がございます。使えます。そのあたりも踏まえながら、できればなど。とりあえず今のところ、今回お示ししたような形で展示室を主に改修させていただければと思っております。今後の課題として、トイレの方も考えていければと思っております。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久留島）討論なしと認めます。

○議長（久留島）討論を終結いたします。これより、第 12 議案について採決を行います。  
お諮りいたします。第 12 号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第 12 号議案は、原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第 20、第 13 号議案、平成 27 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第 13 号議案、平成 27 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）。この補正予算につきましては、東部浄化センター維持管理事業負担金の減額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）上下水道課長。

○上下水道課長（早稻田）それでは、第 13 号議案、平成 27 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について説明いたします。歳入歳出の補正につきましては、お手元にお配りしております資料 27 の平成 27 年度補正予算説明書にしたがいまして、歳出から説明いたします。この度の補正予算では、額の確定や決算見込みによる不用額の整理及び財源振替を行っておりますが、これらの説明は省略させていただきます。それでは、資料 27 の 3 ページ、4 ページをお願いいたします。総務費の総務管理費の一般管理費につきましては、668 万 2,000 円の減額をするものでございます。5 ページ、6 ページをお願いいたします。総務費の水洗便所普及費につきましては、600 万円の減額をするものでございます。7 ページ、8 ページをお願いいたします。総務費の下水道管理費の公共下水道管理費につきましては、1,253 万 5,000 円の減額をするものでございます。9 ページ、10 ページをお願いいたします。事業費の下水道事業費の公共下水道整備費につきましては、827 万 1,000 円の減額をするものでございます。11 ページ、12 ページをお願いいたします。公債費につきましては、利子を 118 万 5,000 円減額するも

のでございます。続きまして、歳入について説明いたします。1 ページ、2 ページをお願いいたします。歳入につきましても、額の確定や決算見込み、歳出の補正に連動した増減がございますが、詳細な説明は省略させていただきます。繰入金の一般会計繰入金につきましては、財源調整といたしまして 3,425 万円を減額するものです。続きまして、議案について説明いたします。第 13 号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から 3,467 万 3,000 円を減額し、歳入歳出の予算の総額を 12 億 8,697 万 2,000 円とするものでございます。次に、地方債の補正でございます。議案 3 ページ、第 2 表、地方債補正につきましても、事業費の減により町債の限度額を減額するものでございます。以上で平成 27 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）についての説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があればこれを許します。住吉議員。

○6 番（住吉）6 番議員、住吉です。歳出、一般管理費の方 4 ページですよ、公共下水道使用料徴収事業、使用料徴収事務委託料、なぜ年度末に 100 万増額になったん、委託料が。この理由、答弁願います。

○議長（久留島）上下水道課長。

○上下水道課長（早稻田）こちらでございますが、一番大きなものは人事異動による対象経費でございますが、年 2 回、水道事業から下水道事業の方への請求でございますが、最終的に精算した結果、約 100 万円の増額となったものでございます。

○議長（久留島）住吉議員。

○6 番（住吉）人事異動いうてからこんな時期に人事異動はないじゃろうし、100 万いうたら結構大きいですよ、人件費の調整にしちゃあ。これはいったいどういう人事異動を行なったのか。こんなの年度末に調整する金額ではないと思うんですが、なぜこんな年度になっていきなり 100 万、今の答弁ちょっと分からんのでもう一度分かりやすく答弁願います。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）人事異動自体は、4 月段階ではっきり言いまして、水道会計の滞納整理をする人間の、給料の高い職員をつけて、その調整を最終でさせていただくという形で、これは相手方も、逆に払う相手が企業会計の方へ払うということですので、支払いの方は年度末まで待ってくれますので、その間また、人事異動なり、そういったことがあっ



てはということで、最終確定を待って行くと。もっと、根本的なところに戻ってしまいますと、いわゆる下水の方では滞納整理は、使用料についてはせずに、全部水道です。で、人は両方を取りに行くけども金の出し入れはこのような形で行っております。ですから最終調整でするのが一番合理的ということで、させていただきます。

○議長（久留島）宮坂議員。

○11番（宮坂）あのねえ、執行部全体に言いたいんですけども、今の資料説明、これ読むだけなんですよ。どうしてこうなったかという説明を受けたい。で、町長提案理由にありましたように、8ページの東部浄化センター維持管理事業、この負担金が減ってるんですよ。これ、何で減ってるんかいうのを、その説明が必要なんですよ。お願いします。

○議長（久留島）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）はい、東部浄化センターの維持管理費の減でございますが、まず、維持管理の業者委託、これの入札執行残が一番の原因でございます。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）理由につきましては総括的なところで、課長の方がご説明いたしました相手方からの請求の額の確定や入札減と、そういった、最終的な額の確定がこういった金額になったからというところで、あとは、数字の大きいところをご説明させていただくということで、今回の、特に下水道の関係につきましては、一番最初に言った額の確定や決算見込み、それから、財源振替等が生じたというところが今回の補正の理由で、その詳細な説明を省かさせていただいて数字の大きいものを幾つか申し上げたという形で、逆に言いますと、これ多分一般会計で全て説明を省略させていただいた事項という形になろうかと思います。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）12番、西山です。2ページの歳入の件ですが、まず下水道事業費負担金、受益者負担金が163万5,000円減、予算より減、また下水道使用料が401万6,000円減となっているんです。この理由は、もともと補正で入ってくるであろうという金額から163万5,000円、401万6,000円という、入らなかった理由は何でしょう。

○議長（久留島）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）まず、下水道事業受益者負担金の方でございますが、こちらの方は、前納の方、この方を見込みを前年度実績等でやったんですけども、その見込みが、

見込みより少なかったために、歳入が少なくなったものでございます。で、使用料の方でございますが、使用料の方につきましては、大口企業の方が今年度途中 2 月いっぱい撤退されるというところで、こちらの方の減額分を引かせてもらって、予定より少なくなったものでございます。

○議長（久留島）西山議員。

○12 番（西山）先ほどの受益者負担金、前納を予定してたけども予定の戸数だけ前納されなかったという答弁でしたが、じゃあその数値を、述べてください。

○議長（久留島）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）前納の方は件数にいたしますと、今回、121 件中 90、あ、申し訳ございません、27 年度の見込みが 121 件中 90 件と見込んでおりましたが、今年度は 121 件中 77 件、約 64 パーセントしかなかったというところでございます。

○議長（久留島）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第 13 号議案について、採決を行います。お諮りいたします。第 13 号議案については、原案のとおり決めるにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって第 13 号議案は原案のとおりこれを決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第 21、第 14 号議案、平成 27 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第 14 号議案、平成 27 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）。

この補正予算につきましては、療養給付事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（吉本）それでは、第 14 号議案、平成 27 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明いたします。はじめに、歳入歳出予算の補正につきましては、資料 28 の平成 27 年度補正予算説明書にしたがいまして、歳出からご説明いた

します。なお、この度の補正予算では、額の確定や決算見込みによる不用額の整理等を行っておりますが、これらの説明は省略させていただきます。それでは、資料 28 の 9 ページ、10 ページをお願いいたします。保険給付の療養諸費につきましては、これまでの実績による決算見込みにより一般被保険者療養給付費につきましては、5,750 万円増額、退職被保険者等療養給付費につきましては、3,700 万円の減額、一般被保険者療養費につきましては、200 万円の増額をするものでございます。続きまして、11 ページ、12 ページをお願いいたします。保険給付費の高額療養諸費につきましては、これまでの実績による決算見込みにより一般被保険者高額療養費につきましては、650 万円の増額、退職被保険者等高額療養費につきましては、500 万円の減額をするものでございます。続きまして、21 ページ、22 ページをお願いします。諸支出金の償還金及び還付加算金の償還金につきましては、平成 26 年療養給付費等負担金について、過年度分の精算に伴う返還金が生じたため、5,516 万 4,000 円を増額するものでございます。続きまして、歳入予算でございますが、歳入につきましても額の確定や決算見込み、歳出の補正に連動した特定財源の増減がございますが、これらの説明は省略させていただきます。それでは、1 ページ、2 ページをお願いいたします。国民健康保険税につきましては、被保険者数の減少等により調定額が当初見込みを下回ったため、一般被保険者国民健康保険税を 930 万円、退職被保険者等国民健康保険税を 1,090 万円それぞれ減額するものでございます。続きまして、3 ページ、4 ページをお願いします。繰入金の一般会計繰入金につきましては保険者支援分及び保険税軽減分の拡充に伴う保険基盤安定繰入金の増や保険税の軽減世帯の拡充に伴う財政安定化支援事業繰入金の増、収支不足補てんのためのその他繰入金の増により、合わせて 1 億 475 万 9,000 円を増額するものでございます。次の基金繰入金につきましては、財源調整のため 6,499 万 9,000 円を増額するものでございます。続きまして、議案をご説明いたします。第 14 号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、7,768 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 34 億 9,832 万 8,000 円とするものでございます。以上で、平成 27 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。宗像委員。

○7 番（宗像）7 番、宗像です。一般会計から何千万という繰入、今回入れる訳でしょう。

それならば、支出の方で、それに見合うだけの支出の説明をきちんとすべきじゃないですか。まだ額が確定できてないわけでしょ。医療費というのは5月まで確定しないわけでしょ。それならその数字に額が確定しもせんに説明を飛ばすというのはないんじゃないですか、ね。それはそのほかのところでも言えるんだけどね。さっき下水道でも数字だけ、だだどと読んだけれども、省くんなら省く、きちんとする、通すべきじゃないんですか。省かずに、省きますとって省かずに数字を言う、違うでしょ。ましてや今回国民健康保険の場合は、一般会計から繰入金たくさんもらうんでしょ。その、少なくとも、こういうので充当しますとかそういう話を説明すべきじゃないんです。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（吉本）一般会計繰入金の項目についてご説明いたします。資料4ページのところ一般会計繰入金で、まず、この度3種類項目が上がっておりますが、一つ目の保険基盤安定繰入金につきましては、この度国保法の改正により公費拡充がなされまして、それに伴い一般会計の方で国庫負担金が増額となりまして、それを財源に一般会計から国民健康保険へ繰り出し、国保の方で繰入金の増額をしておるものでございます。その下の財政安定化支援事業繰入金につきましては、こちらは普通交付税分について保険税軽減対象者拡充がなされまして、それが一般会計の方で繰り出しをして、その分増額となっております。で、赤字部分につきましては、赤字補てん分につきましては、その他繰入金のところ5,000万増額になっております。その要因につきましては、歳出の方で見ましたが、多くは保険給付費、一般被保険者療養費給付費の増額と、それから、大きいもので資料22ページですが、償還事業として、前年度分の精算に伴い平成26年度療養給付費等負担金返還金、こちら5,500万増額。これら歳出の増に伴って、また歳入の方では保険税の減収に伴って、一部赤字補てん繰入金が増えておりますが、全てが赤字補てんという訳ではなくて、公費の拡充に伴って、財政措置がなされた部分で繰入金の増額が成された部分で繰入金の増額になっているものもございます。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）僕が聞いているのは違うだろ。繰入金からお金をたくさん、一般会計からもらうんでしょ。それならば、例えば10ページの保険療養給付事業、これ5,000万増えた理由、これなんで増えたんか、きちんと説明すべきじゃないんですかと僕は言うてんだよ。誰が繰入的な中身を説明せえ言うた。こういうところで繰入金を使わせていただいておりますという説明なら理解できるけども、この説明飛ばしたでしょ。まだ医療

費確定しました。給付費まだ確定してないでしょう。4月請求まで確定せんはずですよ。医療費がなぜこんなに増えるんか、見込みが増えるということなんか、いや医療費がみんなが使ってるから、単価が上がりましたとか、この説明が要るんじゃないんですかって僕は言っている。いらんのならいらんいうて、こういうのは、これはもう請求が来るからもうどうしようもないんですっていう、何かやっぱりいるでしょ、これ。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）数字の説明の方、大きな声で言ったというところがあると思いますが、いずれも給付費のところでは、当初の説明の中でこれまでの実績によりというふうに言ってきております。ですから直近の1月までの医療費の傾向が出て、それが増になるものと減になるもの、そういったこれまでの実績で、それぞれ給付費が、本年度、今おっしゃいましたようにまだ確定してない部分がありますから、それを同じような増になるだろうということで見込んで参りますので、今までの決算見込みをして、これまでの実績によってそれぞれの数字が増になったり減になったりという形になっております。もう一つありますが、やはりそういった多くの項目の説明はどの程度するかというのは、これは私どもで全部指示を出しておりまして、今の段階では、住民課長が申し上げました、再答弁についてはちょっと申し訳なくと思いますが、実際にそれぞれの給付費の分についてはそこで申し上げた、これまでの実績、これは2月までの実績という形でございますが、それに基づいた決算見込みにより増減が発生していると、そういうことでございます。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）確かにそういう説明については、僕は否定しているんじゃないんですが、少なくとも、この中で、どれだけじゃあ増額の大きなものがありますか。ほとんど一か所でしょ。あとは負担金を返還する分は確定の部分でしょ。ここの最低限1項目ぐらいは言うてもいいんじゃないんですか。その中身の説明を。だから今まで当初見込んだよりも医療費の使い方が大きくなったから説明をしました、増えましたよぐらいは言うてもいいんじゃないんですか。多分そうでしょ答えは。そういうふうな説明は最低限必要なんじゃないんですか、そのために一般会計から金を余分にもらう訳だから。だからその辺も含めて親切心が要るんじゃないんですかと僕は聞いてるんですが、どうなんですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）その点につきまして私としては、額の大きい一般被保険者療養給付費、それから退職者等療養給付費、それから、一般被保険者療養費それと一般被保険者高額療養費、これが大きな項目を占めておりましてそこら辺の実績が2月までが大きな増減が出ておりますので、そこを説明させていただくということで、住民課長に対して指示をしたところでございます。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第14号議案について採決を行います。お諮りいたします。第14号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第14号議案は原案のとおりこれを決します。暫時休憩いたします。再開は2時45分です。

~~~~~○~~~~~

午後2時30分 休憩

午後2時45分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。日程第22、第15号議案、平成27年度海田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第15号議案、平成27年度海田町介護保険特別会計補正予算（第4号）。この補正予算につきましては、居宅介護サービス給付事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）長寿保健課長。

○長寿保険課長（伊藤）それでは、第15号議案、平成27年度海田町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。歳入歳出予算の補正につきまして、資料29の平成27年度補正予算説明書にしたがいまして、歳出からご説明をいたします。なお、この度の補正予算では、一般会計及びその他の特別会計と同様に額の確定や決算見

込みによる不用額の整理を行っております。また、地域支援事業費に係る人件費の増減も一般会計等と同様に行っておりますが、個別の説明については省略をさせていただきます。それでは、まず資料 29 の保険事業勘定、9 ページ、10 ページの歳出をお願いいたします。保険給付費の介護サービス等諸費の居宅介護サービス給付事業費 1,000 万円の増額は、給付費の見込みが当初予算を上回ったため、増額するものでございます。続いて、11 ページ、12 ページの地域支援事業費の介護予防事業費の介護予防二次予防対象者施策事業 14 万 2,000 円の減額から続いて 13、14 ページの包括的支援事業・任意事業費の任意事業 86 万 2,000 円の減額までは、それぞれの事業に係る職員及び臨時職員の人件費を整理するものでございます。続いて、15、16 ページの基金積立金の介護給付費準備基金積立金の基金管理事業、基金積立金 184 万 6,000 円の減額は、財源調整のため基金の積立額を減額するものでございます。次に、1 ページ、2 ページに戻りまして、歳入についてご説明をいたします。支払基金交付金の介護給付費交付金 280 万円の増額から、次の 3、4 ページの、地域支援事業繰入金 23 万 1,000 円の減額までについては、歳出でご説明いたしました保険給付費及び地域支援事業費の増減に伴う各法定負担分の増減でございます。続いて、繰越金の前年度繰越金 55 万 9,000 円の増額は、前年度の繰越金により、歳入歳出の財源調整を行うものでございます。次に、19、20 ページの介護サービス事業勘定の歳出についてご説明いたします。事業費の地域支援事業費の介護予防支援事業費の介護予防支援事業委託料 79 万 3,000 円の増額は、介護予防ケアプランの作成業務委託料の件数が当初見込みを上回ったことに伴う増額でございます。次に、17、18 ページの歳入についてご説明をいたします。サービス収入の予防給付費収入の介護予防ケアマネジメント収入 116 万 8,000 円の増額は、ケアプラン作成件数の増加に伴う増額でございます。次の繰入金の一般会計繰入金のその他一般会計繰入金 31 万 7,000 円の減額は、ケアプラン作成件数の増加に伴うケアマネジメント収入の増により、一般会計の負担分が減額となったものでございものでございます。続きまして、議案をご説明いたします。第 15 号議案をお願いいたします。この度の保険事業勘定の歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、581 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 19 億 1,575 万 9,000 円とし、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に 85 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1,600 万円とするものでございます。以上で、平成 27 年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）の説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。住吉議員。

○6番（住吉）2点お伺いします。居宅介護サービス給付費、これが見込みを上回ったこと、あと介護予防ケアマネジメント収入こちらも見込みを上回ったと思いますが、それぞれ何人上回ったんでしょうか。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（伊藤）この度の補正の積算でございますが、いわゆる居宅介護サービスの全体の件数でのご説明をさせていただきます。件数は、ここ2年当然ながらちょっと右肩上がりになっております。で、昨年末、それぞれ第26年末の数字は1万3,754件でございました。で、27年度について、現在見込んでおりますのが1万4,617件程度を見込んでおります。で、当初の予算時から比べますと、約860件近く伸びるものと、最終的には約1,000件ぐらいいを超える伸びになるのではないかとということで現在見込んでおります。ケアプランの収入の方でございますが、こちらは件数そのものは大きくは動きません。いわゆる、介護報酬の単価が変更になっておりますのと、それぞれの件数が増加した、その両方が合いまってこの増という積算になったものでございます。

○議長（久留島）住吉議員。

○6番（住吉）介護居宅介護サービス給付費、当初見込みより最終的に1,000件増えそうだというお話ですが、逆に言うたら介護予防事業が効果を現わしてないともとれるんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（伊藤）担当課といたしましては予防事業の効果は上がっておると思います。ただし、いわゆるその国が今示しております地域包括ケアシステム、これに向けて詳細な、分析をしたわけではございませんが、担当課として今考えてるのは要はその住み慣れた自宅や地域で生活をするという部分で、いわゆる居宅サービスをお使いになりながら、そこで生活をされている、それで件数が上がっているものと考えております。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第15号議案に



ついて採決を行います。お諮りいたします。第 15 号議案については、原案のとおり決  
するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、第 15 号議案は原案のとおりこれを決ま  
す。

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 日程第 23、第 16 号議案、平成 27 年度海田町後期高齢者医療特別会計補  
正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(西田) 第 16 号議案、平成 27 年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1  
号)。この補正予算につきましては、保険料と納付事業費の減額等の予算措置を行うも  
のでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長(久留島) 長寿保険課長。

○長寿保険課長(伊藤) それでは、第 16 号議案、平成 27 年度海田町後期高齢者医療特別  
会計補正予算(第 1 号)についてご説明いたします。歳入歳出の補正につきましては、  
資料 30 の平成 27 年度補正予算説明書により歳出からご説明をいたします。なお、この  
度の補正予算では、一般会計及びその他の特別会計と同様に額の確定や決算見込みによ  
る不用額の整理を行っておりますので、個別の説明は省略をさせていただきます。それ  
では、資料 30 の 5 ページ、6 ページの歳出をお願いをいたします。後期高齢者医療広  
域連合納付金の保険料等納付事業 513 万 8,000 円の減額は、保険料等負担金の広域連合  
指示額の変更に伴う減額でございます。次に 1 ページ、2 ページに戻しまして、歳入に  
ついてご説明をいたします。まず、後期高齢者医療保険料の特別徴収保険料の 480 万円  
の減額、普通徴収保険料の 240 万 2,000 円の減額は、それぞれ徴収対象者が当初見込み  
を下回ったことによるものでございます。次の、繰入金の一般会計繰入金の事務費繰入  
金 29 万 4,000 円の減額は、後期高齢者医療特別会計の事務費が当初見込みを下回った  
ことによるものでございます。次の、保険基盤安定繰入金 145 万 8,000 円の増額は、平  
成 27 年度の基盤安定繰入金の額が確定したことによるもので、次の繰越金の前年度繰  
越金、60 万 6,000 円の増額は、歳出でご説明をいたしました広域連合納付金の内訳とし  
て、その全額を広域連合へ納付するものでございます。次に、議案についてご説明いた  
します。第 16 号議案をお願いいたします。この度の補正予算は、既定の歳入歳出の総  
額から歳入歳出それぞれ 561 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出そ

れぞれ 2 億 9,985 万 7,000 円とするものでございます。以上で、平成 27 年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第 16 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 16 号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第 16 号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第 24、発議第 3 号、海田町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。議会改革特別委員会委員長より、提案理由の説明を求めます。岡田委員長。

○9 番（岡田）発議 3 号の提案理由を説明いたします。議会改革特別委員長の岡田でございます。発議 3 号、海田町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を説明をいたします。予算について、継続的に調査及び審査を行うことで、議会の監視機能強化をするために、常任委員会として、全議員で構成をする予算委員会を設置をするものでございます。施行期日は公布の日からでございます。簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、発議第 3 号について採決を行います。お諮りいたします。発議第 3 号については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、発議第3号は原案のとおりこれを決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第25、施政方針について町長より申し出がございますので、これを許します。町長。

○町長（西田）本議会に提案しております平成28年度一般会計及び特別会計の各予算の審議をお願いするに当たり、私の所信の一端と予算編成の基本的事項を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解を得たいと存じます。昨年11月に皆様方のご支援により、町政の舵取りを担わせていただくこととなりました。この度が初めての予算編成でございましたが、コンパクトな海田町においても、地区の特性に合わせたまちづくりを進めていくため、「まちまるごとオンリー・ワン」の考えで、予算編成を行いました。それぞれの地区における代表的な事業をお示ししますと、海田地区におきましては、継続して実施している海田市駅南口の土地地区画整理事業や地区計画事業に取り組んで参ります。この地区の特徴である、町のにぎわいが更に増すことを期待しております。次に海田東地区でございますが、この地区は国信橋の北詰交差点の渋滞が大きな問題となっております。問題を解決するための交差点改良については、関連機関に強く実施を求めて参りますが、町としては周辺の整備を進め、安全の確保に努めて参ります。安心して多くの方に往来していただき、地区の活性化につながることを期待しております。次に海田南地区でございますが、引き続き、三迫地区の道路拡幅に取り組んで参ります。できるだけ早く循環バスの運行ルートを延伸し、地域の利便性が向上するとともに多くの方に循環バスを利用していただけることを期待しております。次に海田西地区でございますが、町内の保育所の再編を進めることに伴い、つくも保育所の定員が増となります。保育所から高等学校まである文教地区にたくさんの元気に遊ぶ子どもたちが集い、地域が更に明るくにぎやかになることを期待しております。次に、本町を取り巻く諸情勢について申し上げます。わが国の経済は、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を柱とする経済財政政策を推進した結果、雇用・所得環境の改善傾向が続き、緩やかな回復基調にあると言われております。しかしながら、個人消費の回復には地域間でのばらつきがあり、地方においては、まだまだ充分な回復はしていないと感じております。次に、平成28年度の地方財政対策につきましては、地方税収や地

方交付税の原資となる国税収入が、リーマンショック以前の水準にまで回復することが見込まれ、臨時財政対策債の発行を大幅に抑制しても、一般財源総額については、平成 27 年度とほぼ同程度の額が確保されております。こうした中、地方の重点課題である高齢者支援や自治体情報システム改革等に取り組むための経費の計上や、公共施設等の老朽化対策のための経費が増額されるとともに、まち・ひと・しごと創生事業費については、引き続き 1 兆円が確保されております。次に、本町の財政状況についてでございますが、歳入の根幹である町税については、個人所得の増加による個人町民税の増や新築家屋の増による固定資産税の増が見込まれるものの、法人町民税については、法人税率の引き下げで減額するものと見込んでおり、全体では、平成 27 年度と同程度になるものと見込んでおります。一方、歳出においては、人件費、扶助費、公債費の義務的経費がいずれも増となることや、公共下水道事業特別会計、国民健康保険特別会計への繰出金も増額となるなど、例年よりも多くの財源が必要になると見込んでおります。これまでの財政健全化の取り組みを引き続き行い、効率的な財政運営に努めて参りますが、財源不足が見込まれるため、財政調整基金を取り崩して予算を編成することといたしました。次に、まち・ひと・しごと創生につきましては、総合戦略に定める「子育てしやすいまちづくり」、「安全・安心なまちづくり」を引き続き重点施策として取り組むこととしておりますが、平成 28 年度は 2 年目の年であり、地方創生の取り組みが芽吹いてくることを期待しております。また、海田町の魅力を広く、町内外の方々に認識していただけるように、海田町を紹介するDVDやポスターを作成し、町のPRに取り組んで参ります。次に、庁舎移転につきましては、広島県海田合同庁舎の跡へ、できるだけ早く移転できるよう取り組んで参ります。役場庁舎は、町民サービスの拠点となるほか、町民の皆様の色々な活動の拠点、非常時の防災拠点として長期間にわたり使用する施設となるため、利便性、機能性、効率性やコストなど、あらゆる項目について検討して参りたいと考えております。次に、町制施行 60 周年記念事業につきましては、9 月 30 日に記念式典を行い、その翌日にはイベントの実施を計画しております。また、他にもいろいろなところで 60 周年を記念した事業を行い、まちを挙げて盛り上げて参りたいと考えております。それでは、その他の主な事業につきまして、総合計画に示された施策の方向に沿ってご説明いたします。

第 1 点目は、「子どもがいきいきと育つまちをつくろう」でございます。「子育てしやすい環境の整備」につきましては、全ての子育て家庭において、子どもを安心して産み

育てることができるよう、子育て支援サービスの充実に向けた取り組みを行って参ります。保育サービスの充実につきましては、町立3保育所の再整備に伴い、民間事業者が新たに設置・運営する私立保育所の整備に対して、国の交付金を活用し、助成を行って参ります。その他、延長保育、一時保育、休日保育、病児・病後児保育により、多様な保育ニーズに対応するとともに、子育て支援コーディネーターの配置や未就園児に対する園庭開放などを引き続き行って参ります。家庭における子育ての支援につきましては、引き続き、ひまわりプラザ、海田児童館、町民センターの3か所の子育て支援センターを中心に子育て相談、親子教室、講演会などを行い、親子で気軽に集うことができる場を提供して参ります。また、町民センター内の子育て支援センターの内装を改修し、利用者が安全かつ快適に利用できる環境の整備や、子育て世帯への貸し出し用の3人乗り自転車の更新、子育て支援パスポート事業などを行って参ります。地域住民の協力による子育て支援につきましては、ファミリーサポートセンターの実施や、海田町シルバー人材センターの託児事業への支援を行って参ります。次に、子育て世帯の経済的な負担の軽減につきましては、就学前までの医療費の助成及び中学生までの入院医療費助成、未熟児の入院に係る医療費の支給を行って参ります。その他、子どもを対象とした各種手当の支給や2人以上同時に保育所等に入所した場合や一定の要件を満たした多子世帯及びひとり親世帯の保育料の軽減などを行って参ります。「子どもが健やかに育つ環境の整備」につきましては、子どもたちが、自主性・自立性を育みながら、健やかに育っていけるよう、子どもの遊び場や居場所づくりに取り組んで参ります。児童クラブにつきましては、下校後に保護者などが家庭にいない小学校6年生までの児童を対象に、基本的生活習慣、自主性、社会性の育成に努め、児童の健全育成を図って参ります。放課後等を実施しております放課後子ども教室につきましては、安全・安心な子どもの活動拠点として、体験活動やスポーツ、地域住民との交流活動などを行います。また、児童館や児童クラブと連携した学習支援教室「学びの広場」の充実を図って参ります。特に配慮が必要な子どもや家庭につきましては、子育て支援ネットワークを活用し、児童虐待の早期発見や虐待事案が生じた場合の児童の安全確認などを行って参ります。発達障がいなど障がいを持つ児童に対しても、それぞれの障がいの状況に応じて適切に対応して参ります。ひとり親家庭に対しては、母子・父子自立支援員による相談や指導を行うとともに、経済的な支援を行って参ります。また、新たに、ひとり親家庭の子どもに対する学習支援を行って参ります。「学校教育の充実」につきましては、「夢を持ち、夢

を語ることのできる児童生徒の育成」を目標に掲げ、町内小中6校の教職員が協働して海田町の児童生徒を育てるという視点に立って、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育むとともに、地域に開かれた信頼と特色のある学校づくりや教育環境の整備・充実に取り組んで参ります。「確かな学力」の育成につきましては、「児童生徒が主体的に学ぶ」授業づくりに取り組むとともに、グローバル人材育成事業として取り組んできた語学力の育成に加え、海田町の発信を含めた、異文化を持つ人とのコミュニケーション力を育成する取組みを充実させて参ります。また、小中学校合わせて合計21台のタブレットを追加配置し、これからの情報社会に対応できる授業づくりを引き続き研究・開発して参ります。さらに、小学校の算数備品の整備を推進し、算数教育の充実を図って参ります。「豊かな心」の育成につきましては、地域まるごと宣言として「あいさつふれあい夢いっぱい海田町」を掲げ、児童生徒の自尊感情や社会参画意識の向上を目的として取り組んでおります「あいさつ運動」や「クリーンキャンペーン」等の体験活動「心の元気」を育てる全町展開プロジェクト事業を、引き続き町全体の取組みとして推進して参ります。また、「山・海・島」体験活動の県からの補助が、平成27年度で終わることを受け、平成28年度からはこの事業を町の単独事業として実施して参ります。

「健やかな体」の育成につきましては、小中高の連携や地域人材の活用等により、児童生徒の体力づくりや食育・健康教育の充実を図って参ります。子どもの安全・安心の確保につきましては、児童生徒の安全確保を図るとともに、引き続き、緊急情報等メール配信サービスを活用した情報発信及び学校安全ボランティア活動、さらに小学校新入生に対して防犯ブザーの配布をして参ります。教育環境の整備につきましては、業務改善により教師が児童生徒と向き合う時間を確保するため、各校に高速カラープリンタを導入して参ります。その他、選挙の投票年齢が引き下げられることを踏まえ、新たにこども議会の開催や学校経営者としての資質向上のため、学校長等を対象とした研修を実施して参ります。「心豊かでたくましい青少年の育成」につきましては、青少年育成海田町民会議と連携を図り、将来地域で活躍していただけるような青少年の健全育成に取り組んで参ります。青少年がいきいきと活動できる環境づくりにつきましては、公民館において、ジュニアサマースクールや料理教室等を継続して実施し、様々な体験学習の場を提供して参ります。読書活動の推進につきましては、小中学校と図書館で連携して、読書感想文集の作成等の活動により読書習慣の定着に取り組んで参ります。また、図書館の幼児・児童コーナーを、幼いときから本に親しむ場となるよう、充実に努めて参り

ます。

第2点目は、「だれもが尊重され活躍するまちをつくろう」でございます。「生涯学習の推進」につきましては、住民が生涯にわたって主体的に学べる環境を提供できるよう、学習ニーズの把握に努め、住民の「学び」を支援して参ります。公民館では家庭教育支援事業を継続して実施するとともに、退職世代を対象とした講座等を充実して参ります。また、生涯にわたり学習できるよう多様な学習の機会を提供し、さらに、学びの成果を地域に還元できるよう支援して参ります。「地域文化の継承と創造」につきましては、一流の演奏者による音楽や優れた芸術文化にあふれる機会を提供するとともに、地域文化の振興を図るため、様々な支援を行って参ります。また、ふるさと館常設展示室の改修を行い、郷土の歴史・文化について、より一層理解を深めていただけるよう内容の充実に努めて参ります。「スポーツのまち・海田づくり」につきましては、住民が生涯にわたってスポーツに親しみ、楽しむことができる機会や環境の提供に努めて参ります。また、住民の自主的な競技スポーツの活動を推進するため、学校開放事業を行います。スポーツ団体の育成では、技術の向上や地域の活性化が図れるよう、引き続き、支援を行って参ります。「人権尊重と人間性豊かな人づくり」につきましては、「海田町人権教育・人権啓発指針」に基づき、人権尊重の心を育み、花の栽培を通して命の大切さを考える機会を確保するため、各小学校に向け「人権の花運動」を行って参ります。また、一人ひとりの人権尊重の認識が高まるよう、啓発映画の上映や広報活動などに取り組んで参ります。「男女共同参画社会の形成」につきましては、「海田町男女共同参画基本計画」に基づき、性別に関係なく、互いに人権が尊重される社会の実現を目指して、講演会の実施や広報による啓発を行うとともに、町の各種審議会等の委員会への女性の登用にも努めて参ります。また、「配偶者暴力相談窓口」を設置し、関係機関と連携をとりながら被害者の支援に引き続き取り組んで参ります。「多文化共生社会の形成」につきましては、海田町国際交流協会の活動を支援するとともに、町の特色を生かした多文化共生社会を形成していくため住民意識の啓発や交流の促進を図り、外国人が安心して快適に過ごせる環境づくりに努めて参ります。

第3点目は、「健康で人にやさしい安心のまちをつくろう」でございます。「健康づくりの推進」につきましては「第2次健康かいた21」の計画のもと、健康寿命の延伸、生活習慣病の予防、食生活改善等に向けた各種事業を実施し、住民の健康づくりに取り組んで参ります。母子保健の充実につきましては、子育て世代包括支援センターを拠点と

して、妊産婦の不安を解消するための相談支援、必要に応じた産後早期の訪問、生後4か月までの乳児の全戸訪問等、妊娠期から子育て期にわたるまでのきめ細かい支援を行って参ります。幼児の発達支援につきましては、就学前アンケートや専門医師等による個別相談を実施するとともに、新たに5歳児相談事業を実施し、必要な療育を受けられるよう支援して参ります。妊娠・出産に対する支援につきましては、引き続き不妊検査費及び不育治療費の助成を行うとともに不妊治療費の助成を拡充し、初回治療の助成額の増額と男性不妊治療の助成を行って参ります。生活習慣病予防対策の充実につきましては、健康づくりサポーターを養成し、地域全体で健康への関心を高めていけるような体制を整えるとともに、引き続き、安芸区と合同でウォーキング大会を開催し、ウォーキングの定着を図って参ります。また、特定の年齢の方に子宮頸がん、乳がん検診の無料クーポン券を配布して、がん検診に対する意識を高め受診率の向上を目指して参ります。予防接種事業につきましては、定期予防接種を実施するとともに、町が独自助成しているおたふくかぜワクチン等の接種費用の助成を行い、感染症の予防対策に取り組んで参ります。心の健康づくりの推進につきましては、引き続き医師による個別相談の実施や自殺予防の啓発等に取り組んで参ります。歯科保健の充実につきましては、幼児期の歯科健診、妊婦の歯科健診及び節目年齢の方への歯周疾患検診を実施するとともに、出前教室等の歯科指導により口腔機能の維持・向上に努めて参ります。食育の推進につきましては、だれもが生涯にわたり食を通した健康づくりを実践できるよう学校、家庭、地域等と連携しながら、食の出前教室や栄養に関する相談等の各種事業に取り組んで参ります。「豊かな高齢社会の形成」につきましては、「海田町高齢者福祉計画」に基づき、高齢者の皆様が元気で自立した生活を送れるよう、生きがいつくりや社会参加の促進、日常生活の支援を行って参ります。地域における高齢者への支援につきましては、相談支援体制の充実に努め、地域ケア会議などを活用して地域包括支援センターや民生委員児童委員、海田町社会福祉協議会など地域の関係機関と連携して高齢者が抱える課題の解決に取り組むとともに、新たな外出支援施策について、検討を進めて参ります。また、福祉センターやシルバープラザを活用し、引き続き高齢者の学びや交流の場の確保を図るとともに、自治会が実施する高齢者の居場所づくり事業への支援を行って参ります。高齢者の生きがいつくりと社会参加の促進につきましては、シルバー人材センターや老人クラブに対して支援を行い、高齢者の労働能力の活用や地域活動の参加を進め、高齢者の福祉の増進に取り組んで参ります。「障がい者福祉の推進」につきましては、「海田



町障がい者基本計画」に基づき、障がいの有無にかかわらず、全ての人が尊重し合い、支え合う、やすらぎのある地域社会の実現を目指して、総合的な支援に取り組んで参ります。平成 28 年 4 月 1 日から障害者差別解消法が施行されることに伴い、相談窓口を設置し、障がいを理由とした差別の解消に取り組んで参ります。そのほか、障がい者の生活を支援するため、引き続き相談・支援事業や福祉サービスの提供、各種手当の支給、医療費の助成に取り組んで参ります。「地域福祉の推進と総合的なサービスの提供」につきましては、「海田町地域福祉計画」に基づき、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、全ての住民の方が生きいきとした生活が送れるよう住民や地域の団体、事業所、行政がともに支え合い協力できるような地域福祉づくりに取り組んで参ります。協働で支え合う地域福祉づくりににつきましては、地域に密着して活動している自治会や海田町社会福祉協議会、民生委員児童委員と連携するとともに、その活動の支援を行って参ります。生活保護への対応につきましては、被保護者の方への不安解消や生活支援を図るとともに、必要に応じて就労の支援などを行い、自立に向けた支援を行って参ります。生活困窮者への支援につきましては、早期の自立を目指して自立相談支援事業を実施し、離職などにより住居を喪失するおそれのある方に対しては、住居確保給付金の支給を行うとともに、就労への支援を行って参ります。また、貧困の連鎖を防止するため、生活に困窮した世帯の子どもに対する学習支援を行って参ります。臨時福祉給付金支給事業につきましては、低所得の高齢者や障害・遺族基礎年金の受給者に年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給を行って参ります。「交通安全対策の推進」につきましては、本町で発生する交通事故の抑止のため、海田警察署と連携を図るとともに、引き続き、海田町交通安全協会を支援しながら、交通安全についての意識啓発を行って参ります。また、カーブミラーの拡充等、交通安全施設の整備に努めて参ります。「防犯対策の推進」につきましては、多様化する犯罪の未然防止と事件の早期解決を図ることにより、安心して暮らせる町づくりを推進するため、引き続き通学路や主要交差点など町内各所へ防犯カメラを設置して参ります。併せて、防犯意識の普及・啓発のため引き続き海田町防犯組合連合会等の取り組みを支援して参ります。「消費者行政の推進」につきましては、特殊詐欺などの被害が年々増加している中、高齢消費者を悪質な電話勧誘から守り巧妙化する消費生活トラブルを未然に防止するため、自動通話録音装置の無償貸し出しを行って参ります。また、相談窓口を常時開設し、県生活センターと連携しながら住民の相談に対応するとともに、常に新しい情報を広報などで周知して参ります。

第4点目は、「環境にやさしく快適なまちをつくろう」でございます。「地球温暖化対策の推進」につきましては、公共施設への「みどりのカーテン」の設置を引き続き実施して参ります。また、二酸化炭素の排出を抑制するため、福祉センターの照明器具をLED照明に更新いたします。「環境保全と環境型社会の形成」につきましては、快適な都市環境と住民の健康で文化的な生活を確保するため、住民や事業者、関係団体等と連携しながら、引き続きごみの減量化、再利用化に努めるとともに、新たに小型家電分別収集を行い、3R運動を推進して参ります。また、ごみ問題や環境問題への取り組み等、住民意識の向上に向け、引き続き広報等による啓発を行い、循環型社会の実現に努めて参ります。「住宅・住環境の整備」につきましては、快適で暮らしやすい生活環境を維持・増進するため、町営住宅長寿命化計画の改訂や住宅マスタープランを策定し、住民ニーズや住宅施策の課題等を把握して、住宅施策の再検討を行って参ります。また、空き家問題につきましては、平成27年度に調査した結果を基に、更に詳細な調査を行い、今後の対応策を検討して参ります。「公園緑地の整備」につきましては、住民に親しまれ、利用される公園緑地を確保していくため、計画的な公園緑地の整備に取り組んで参ります。海田総合公園につきましては、大型複合遊具の改修や、キャンプ場のトイレの改修を行って参ります。「自然と文化が息づくうるおいのある環境づくり」につきましては、貴重な自然や文化財を守り、自然と歴史文化に親しむまちづくりに取り組んで参ります。自然環境の保全と活用につきましては、引き続き、「ひろしまの森づくり事業交付金」を活用し、金ヶ燈籠山から洞所山までの遊歩道整備やベンチの新設を行って参ります。文化財等の保存と活用につきましては、旧千葉家住宅を適切に維持・管理するとともに、一般公開などを継続し、地域の文化財について、より関心をもっていただく機会を提供して参ります。

第5点目は、「都市基盤を整え生かすまちをつくろう」でございます。「拠点づくりと計画的な土地利用の推進」につきましては、自然と都市空間が調和した都市構造の形成のため、地域拠点の整備や緑地の保全に取り組んで参ります。海田市駅南口土地区画整理事業につきましては、電柱等の移設を進めるほか、引き続き中店窪町線・海田市駅南口線などの整備を行って参ります。海田市駅南口地区の地区計画事業につきましては、道路整備のための実施計画や用地取得を実施して参ります。広島市東部地区連続立体交差事業につきましては、広島県が実施する海田市駅周辺の鉄道高架部の概略設計などに対し、地元負担を行います。農地の保全につきましては、イノシシ等による農作物被害

の増加に対するため、引き続き、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、駆除活動などに対する支援を行って参ります。また、狩猟者を増やすため、新たに狩猟免許を取得する方に対して、その費用の一部を補助する制度を始めます。「災害に強いまちづくりの推進」につきましては、「海田町地域防災計画」に基づき、避難施設の拡充のほか、食糧等の備蓄、防災資機材を計画的に整備し、防災体制の強化を図って参ります。また、住民に対する防災意識の高揚につきましては、地域の実情に沿った実践的な防災訓練を実施するとともに、出前講座などを通して「自助」、「共助」の重要性について啓発して参ります。防災情報伝達体制の充実につきましては、防災行政無線、全国瞬時警報システム、エリアメールの運用に加え、登録制防災メールの導入により、災害情報の確実な伝達に努めて参ります。また、防災行政ラジオの有償配布も、引き続き行って参ります。避難行動要支援者に配慮した防災対策につきましては、避難に支援を必要とする方を地域で助け合う避難体制の整備に努めて参ります。常備消防につきましては、広島市消防局との連携を図りながら、火災、災害対応力の充実強化を進めて参ります。非常備消防につきましては、消防・水防活動で必要な装備品や資機材の充実を図って参ります。災害に強いまちづくりにつきましては、引き続き、定期的に水路浚せつを行い、道路冠水や生活環境の改善を図るほか、林道や急傾斜地の適正な管理に努めて参ります。住宅の耐震化につきましては、木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事に係る費用の一部を助成し、住宅の耐震化を促進して参ります。また、引き続き職員の水防訓練を行い、技術力を高めるとともに、職員の育成や専門的な知識を活用し災害時に対応するため「危機管理監」を創設する準備にとりかかります。「交通網の整備」につきましては、住民生活と都市活動を支える交通網の整備に取り組んで参ります。都市計画道路の整備につきましては、引き続き中店小学校線の用地買収を進めるとともに、新開蟹原線の道路改良工事を実施して参ります。生活道路の整備につきましては、畝二丁目地内の町道 2 号線歩道改修事業の工事を引き続き行い、町道 2 号線瀬野川西踏切整備事業につきましては、用地取得を進めて参ります。次に、町道 6 号線バイパス整備事業につきましては、引き続き物件調査や用地の取得を行って参ります。引き続き、寺迫二丁目地内の町道 7 号線整備事業につきましては、用地取得及び工事を実施して参ります。道路の修繕につきましては、蟹原一丁目地内の町道 208 号線などの修繕工事を実施して参ります。橋りょうの維持管理につきましては、点検結果に基づき、西ノ谷川にかかる畑の谷橋、尾崎川にかかる中央橋歩道橋の改修設計を実施して参ります。次に、町内循環コミュニティバス

につきましては、広報紙やホームページによる啓発に努め、町内転入時にバス時刻表を配布するなど、利用者の増加を図って参ります。

第6点目は、「産業と働く人が元気なまちをつくろう」でございます。「雇用の場の確保」につきましては、関係機関や近隣市町と連携しながら各種情報提供を行い、雇用の安定化に努めて参ります。「工業・商業の振興」につきましては、商工業者の育成と経営安定・向上を図るため、町内商工業者の相談窓口である広島安芸商工会と緊密に連携しながら、制度融資や創業支援を継続し商工業者の経営支援を進めて参ります。併せて、広島安芸商工会や企業等と協力し、特産品の開発などに取り組み、地域の活性化につなげて参りたいと考えております。

第7点目は、「参加と連携でまちづくりの推進力をつくろう」でございます。「地域活動と協働のまちづくりの推進」につきましては、必要な情報の提供を行い、さまざまな団体が主体性と自主性を持ち、対等な立場でそれぞれの特性を活かし連携するまちづくりの推進を図ります。自治会活動の支援につきましては、海田町自治会連合会の支援や研修を実施し、自治会長や自治会役員をサポートするほか、地域づくりの基礎となる自治会活動の支援策等について改めて検討して参ります。広報広聴活動につきましては、町政情報や町の魅力を迅速かつ適切に提供するため、広報や動画配信を含めたホームページ等の充実に努めて参ります。また、住民の皆様や企業の方々との対話による意見交換の場を設け、町政に活かして参ります。「交流と定住・居住の促進」につきましては、海田町での快適で質の高い暮らしといった魅力発信を行い、移住や定住の促進を図って参ります。広域的な連携につきましては、広島市と23の近隣市町で連携中枢都市圏を形成して参ります。職員の能力向上・育成につきましては、「窓口満足度調査」を行い、現状を分析した上で研修を実施して参ります。町税などの収納対策につきましては、口座振替納付の勧奨やコンビニ納付、電話や文書による催告のほか、納税相談、臨戸訪問、資産調査などを行い、個々の状況に応じた滞納整理を進めて参ります。また新たに広島県による住民税の直接徴収制度や併任徴収制度を活用して参ります。電算システムの管理につきましては、外部からの攻撃や漏洩防止に対応するため、更なるセキュリティ対策に取り組んで参ります。社会保障・税番号制度に関連したシステムにつきましては、国の定めたスケジュールに沿った情報連携が行えるよう引き続き整備を進めて参ります。組織・機構の見直しにつきましては、町民サービス室を廃止し、分掌事務を生活安全課に移して事務の効率化を図って参ります。また、引き続き、海田東公民館での証明

書の発行や、毎月第2土曜日の役場住民課の窓口の開設を行うなど、今後とも、より一層の行政サービスの充実に努めて参ります。

第8点目は、「特別会計」でございます。「公共下水道事業特別会計」につきましては、雨水施設及び污水施設の整備を引き続き進めて参ります。雨水施設につきましては、曾田・国信一丁目・寺迫二丁目地区の浸水解消を図るため、竹貞第1ポンプ場及び竹貞幹線の整備を行います。污水施設につきましては、窪町、月見町を中心に面整備を進め、未普及地区解消に努めて参ります。これにより整備面積は、約472ヘクタール、処理人口は、約28,740人となり、全体面積の77.1パーセントが整備され、人口普及率は98.3パーセントになる予定でございます。今後は、未接続の解消に向けて啓発活動に取り組んで参ります。「国民健康保険特別会計」につきましては、被保険者の高齢化に伴う医療費の増加などを要因として財源の不足が見込まれるため、引き続き収支不足補てん分の一般会計繰入金を計上することといたしました。保健事業につきましては、この度策定する「海田町国民健康保険データヘルス計画」に基づき、被保険者の健康課題に効果的に取り組んで参ります。具体的には、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の発症予防及び重症化予防においては、特定健診の検査項目の拡充やレセプトデータの分析委託事業の導入などにより、個別の被保険者の特性を踏まえた保健事業を実施して参ります。また、治療中の方の特定健診情報提供事業を新たに開始することにより、効果的な保健指導や栄養指導に活かしていくとともに、特定健診受診率の向上も図って参ります。特に、医療費の適正化を推進するため、引き続き、レセプト点検事業や保健師による頻回受診者等への訪問指導を実施するとともに、医師会・薬剤師会の協力を仰ぎながらジェネリック医薬品の利用促進に努めて参ります。「介護保険特別会計」につきましては、高齢者の皆様が、可能な限り自宅や住み慣れた地域で自立した日常生活を続けていけるよう、地域包括ケアシステムの構築を進めて参ります。平成28年度は、地域包括ケアシステムの構築に必要な在宅医療・介護連携の推進、認知症地域支援推進員の配置や認知症初期集中支援チームの設置を中心とした認知症総合支援事業の推進、生活支援体制の基盤整備を推進して参ります。また、平成29年度からの総合事業の実施に向けモデル事業として実施しております「いきいき百歳体操」を町内に広げ、身近な場所で住民主体の介護予防事業に取り組んで参ります。民間事業者が新たに整備する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護につきましては、県の補助金を活用し助成を行って参ります。介護保険財政の運営につきましては、引き続き介護保険料の賦課徴収事務を適切に実施

するとともに、要介護認定の適正化やケアプラン点検、住宅改修時の現地確認などを実施し、介護給付の適正化に努めて参ります。「後期高齢者医療特別会計」につきましては、高齢者の皆様が安心して医療を受けることができるよう、運営主体である広島県後期高齢者医療広域連合と連携し、円滑な制度の運営に努めるとともに、後期高齢者医療保険料の徴収事務を適切に行い、収納率の向上に努めて参ります。「水道事業会計」につきましては、安全でおいしい水を安定的に供給するため、国信配水池の耐震補強及び更新時期を迎えた配水管の取替えを行います。また、水道施設の計画的な更新や長寿命化を図るとともに、災害対策を推進するため、更新計画を策定し、効率的な事業運営に取り組んで参ります。ペットボトルの「海田の水」につきましては、誰でも購入できるよう町内で販売しておりますが、引き続き、海田町の水道水のおいしさをPRして参ります。

以上、それぞれの会計における、その概要をご説明申し上げましたが、これらの諸施策、諸事業を推進するために、職員を督励し、効率的な行財政運営に努め、町政発展に邁進する所存でございます。

○議長（久留島）以上で施政方針演説を終わります。本日の議事日程は、終了する見込みがございません。したがって、会議規則第 23 条の規定によりこれにて延会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって本日はこれにて延会とすることと決めます。

なお、明日も午前9時から本会議を開会いたしますので、ご参集ください。本日はご苦勞さまでございました。

午後3時55分延会